

設置の趣旨等を記載した書類

1.設置の趣旨及び必要性.....	2
2.学部・学科等の特色.....	6
3.学部・学科等の名称及び学位の名称.....	6
4.教育課程の編成の考え方及び特色.....	7
5.教育方法、履修指導方法及び卒業要件.....	14
6.実習の具体的計画.....	18
7.企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画.....	23
8.取得可能な資格.....	25
9.入学者選抜の概要.....	26
10.教員組織の編成の考え方.....	30
11.研究の実施についての考え方、体制、取組.....	32
12.施設、設備等の整備計画.....	33
13.管理運営及び事務組織.....	36
14.自己点検・評価.....	40
15.情報の公表.....	41
16.教育内容等の改善を図るための組織的な研修等.....	43
17.社会的・職業的自立に関する指導及び体制.....	44

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(概要)

広島修道大学（広島県広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号）は、令和6年4月に、既存の人文学部人間関係学科社会学専攻を廃止し、その教員組織を移行・拡充して人文学部に社会学科（入学定員95名、収容定員380名）を創設する。

(社会学科設置の背景)

本学人文学部は、昭和48年、英語英文学科と人間関係学科の2学科で開設された。人間関係学科は心理学、社会学、教育学の3専攻から成る学科としてスタートした。以来、本学の教育目標に基づいた教育を展開し、地域社会の多様な分野へ多くの人材を送り出してきた。平成27年に学校法人修道学園は、学校法人鈴峯学園と合併し、平成28年4月に人間関係学科教育学専攻を廃止し、その教員組織を移行・拡充して人文学部に教育学科として開設した。そして、平成29年4月に人間関係学科心理学専攻を廃止し、その教員組織を移行・拡充し、健康科学部心理学科として開設した。その結果、平成29年4月より人間関係学科は社会学専攻のみとなり、一学科一専攻という組織の配置となっている。そこで、令和6年度より、人間関係学科社会学専攻の定員60名に対して35名を増員して、定員95名の社会学科を開設することとした。（この定員変更に伴い、人文学部英語英文学科の定員110名を10名減員し、定員100名に変更する。）

(社会学科設置の趣旨及び必要性)

中央教育審議会の平成30年答申『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』[以下『中教審』]によれば、21世紀型スキルや汎用的能力をめぐるOECDにおける議論「将来においても陳腐化しない普遍的なコンピテンシー」には、「①テクノロジーが急速かつ継続的に変化しており、これを使いこなすためには、一回修得すれば終わりというものではなく、変化への適応力が必要となること、②社会は個人間の相互依存を深めつつ、より複雑化・個別化していることから、自らとは異なる文化等を持った他者との接触が増大すること、③グローバルイズムは新しい形の相互依存を創出しており、人間の行動は、個人が属する地域や国をはるかに超え、例えば経済競争や環境問題に左右されること」が背景にあると指摘され、「予測不可能な時代の到来を見据えた場合」、「思考力、判断力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材」「21世紀型市民」が多く誕生し、活躍することが必要だとされている。

社会学は、西欧を中心とした近代化への移行期＝大きな社会変動の転換期に成立した学問である。既存の社会システム・規範・秩序が崩壊し、近代社会が理想とした「人間の平等

と自由」を達成するための「個人と社会」の関係が混迷する中で、対立や矛盾が顕わとなり、社会の不確実性に直面した人々が抱える社会不安を背景として、次から次へと生起する新たな問題の解決を探るという問題意識を背負って、社会学は登場した。これまで社会学は、それぞれ生活世界を有する主体としての個々人の意識・価値観や行為へと焦点を当てる一方で、個々に還元されない集合体としての組織・制度・システムや集団意識が織り成す「社会」「社会現象」を研究対象とする独自の学問体系を築き上げてきた。

現代社会は、西欧近代化への移行期よりも大規模かつ急激な社会変動に直面している。世界経済のグローバル化による資源の争奪や貧富の格差の拡大、ジェノサイドや人権侵害、領土をめぐる国際的緊張の高まり、地球規模の自然環境の破壊や気候変動など、多くの課題に直面している。ジェンダーやセクシュアリティをめぐる差別、雇用の不安定化やメンタルヘルスなど、人々の生活世界に密接に関わる問題も、一国内にとどまることなく、グローバル社会と関連づけて考察すべき課題となっている。

とりわけ、Covid-19 Pandemic は、人類社会全体を巻き込み、イデオロギーや政治・経済体制の違いを超えて、各国家による対応が一齐に実施され、(感染者数や死者、ワクチンの確保から摂取率などを含めて) それぞれの国家政策がグローバルな規模で問われ、国民国家の枠に囚われない連携をさぐる事が重要な課題となっている。そして、グローバル化による急激な社会変動は、Covid-19 Pandemic によって、さらに急速になりつつある。また、近代社会が理想とした「平等と自由」は、格差の拡大とその顕在化、個人の自由制限をめぐって、新たな課題に直面している。

社会的現実を解明する社会学は、社会の変化に応じて生起する社会問題を認識・理解するだけでなく、社会問題の解決へ向けた制度設計を提示していく学問でもあり、「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」という考え方の下、国連が提唱する持続可能な開発のための目標(SDGs)に掲げられている課題「人権の尊重、平等、豊かさを享受できる公正で恐怖と暴力のないインクルーシブ(包括的)な世界」「貧困と飢餓を終わらせ、ジェンダー平等を達成し、全ての人に健康的な生活の保証」「責任ある消費と生産など、地球環境が守られること」に対して、「自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより」「持続可能な社会を創造していくことを目指す」[『中教審』]学問である。近代化以降の人類にとって未曾有の転換期へ直面している現代社会において、社会の中に存在し、社会との関係の中で絶えず自らを更新し続けていく自己反省的な学問である社会学は、まさに「いま、ここ」で必要とされている。

社会学科を設置することによって、「社会現象を相対化し他者への寛容な態度を獲得するという特性をもつ」社会学を体系的に教育することを通じて、「現代社会に潜む差別や偏見、不公平を発見し、他者と連帯しながら足元から是正し、平和で民主的な社会を築いてゆく市民の形成に寄与」[日本学術会議・社会学委員会・社会学分野の参照基準検討分科会報告『大学教育の分野別質保証のための参照基準 社会学分野』平成 26(2014)年] (以下、『参照基準』) することは、人文学部の現代社会の課題を理解する能力の育成、コミュニケーション能力の育成、そして情報リテラシーの習得を通して、地球的視野を持つ人材の養成と個性的、自律

的な人間を育成するという目的のもとで、本学の「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材」を育成するという理念を具現化できる。

(教育研究上の目的)

(1) 目標とする人材の育成

社会学科は、ジェネリックスキルとして「社会の成員として自己を理解する能力／他者に寛容な態度をもつ能力／根拠をもった論理的な主張をして人を説得する能力／グループで作業する能力とコミットメント／情報リテラシーとプレゼンテーション能力／自分が得た知識や価値観を反省し相対化する能力」[『参照基準』]を身につけ、人間社会における問題を発見し、人々や文化の多様性を理解し、社会調査による実証的方法に基づいて論理的に思考し、問題を解決に導くために社会を構想し提言する能力を携えて、異なる価値観や文化・属性を人々と共存していくために多様な社会・職業領域で活躍し、社会と関わり続けていく人材を育成することを目標とする。

(2) 学生に修得させる能力

社会の一員として社会学を学んだ者は、「社会に生起する問題を発見」し、多様な価値観や文化・属性を有する人々の「多様性を理解」し、社会的現実を解明するために「社会調査による実証研究を実施」し、社会学が蓄積した理論的枠組みや方法に基づいて論理的に思考し、社会に生起する問題を解決に導くために「社会を構想し提言する」能力をもつ。社会学科は、学生が卒業するまでに身につけるべき能力を、学士課程の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)として、以下のように定める。

学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

社会学科は、現代社会の課題を発見・理解・解決する能力の養成、コミュニケーション能力の育成をとおして、学生一人ひとりが「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材」となり、かつ個性的、自律的な人間となることができるよう、以下の3点を身につけるべき学士力として明示します。

1) 知識・技能

社会学の知識に基づく視角・方法・理論の成り立ちと現代的展開を修得し、実社会における現象や問題・課題について、社会的に理解・分析し、自身の考えを表現する技能を身につけている。

2) 思考力・判断力・表現力

修得した社会的知識と技能を基礎に、自ら社会的な課題を発見し、社会問題の解決に取り組み、その成果を表現するために必要な社会的思考力・判断力・コミュニケーション能力を身につけている。

3) 協創力

激しく変動する現代社会において、自ら身につけた社会学的知識を多様な科学や学問に照らしつつ、主体性を持って多様な人々と協力し、学び合い、新たな価値を創造する意欲と実行力を身につけている。

養成する人材像及び 3 つのポリシーの各項目との相関及び整合性については、【資料 1】に示す。

(3) 研究対象とする中心的な学問分野

社会学科の研究対象は大きく三つに分けられる。

①社会問題を発見し、社会現象を説明するための社会学理論・枠組みを理解することである。社会学理論とは、「それなしに理解不可能な社会的現実を論理整合的に理解するための道具」[『参照基準』] である。社会学が研究対象とする社会問題や社会現象は、多岐に渡っているとともに、変化し続けていくため、社会学には、これまで蓄積されてきた多様な社会学理論・枠組みがあり、それらを研究・理解することは、社会学を研究するための基本となる。

②社会問題・社会現象を解明するための資料を収集し分析する社会調査の社会学的方法である。社会学の社会調査は、量的社会調査法(サーヴェイ調査)と、インタビュー調査や参与観察調査などの質的社会調査法(フィールドワーク)の大きく二つに分けることができるが、これらの手法を適切に理解し、組み合わせることによって社会問題・社会現象を複眼的に解明することが可能となる。

③社会の諸領域に関する研究である。社会学が研究対象とする社会の諸領域は、広範に多岐に渡っており、『参照基準』では「社会を構成する諸領域」として以下のように整理されている。

ア 相互行為と自我や意味の形成についての基本的な知識と理解

イ 家族などの親密な関係性についての基本的な知識と理解

ウ ジェンダーとセクシュアリティについての基本的な知識と理解

エ 労働・消費などの活動と企業などの集団・組織についての基本的な知識と理解

オ 人間の自然環境との関係や科学技術の影響についての基本的な知識と理解

カ 医療・福祉・教育についての基本的な知識と理解

キ 逸脱行動、社会病理あるいは社会問題についての基本的な知識と理解

ク 階層・階級・社会的不平等についての基本的な知識と理解

ケ 都市・農村など地域社会・コミュニティについての基本的な知識と理解

コ グローバリゼーションとエスニシティについての基本的な知識と理解

サ 文化・表象・宗教についての基本的な知識と理解

シ メディア・情報・コミュニケーションについての基本的な知識と理解

ス 社会運動、NPO・NGO など社会変革・改革の動きへの基本的な知識と理解

セ 国家・政治・権力と政策提言についての基本的な知識と理解

広範な多岐に渡る社会の諸領域を研究対象とする社会学は、時間軸と空間軸を延長することによって、「社会から距離をとって認識する足場を確保してきた」[『参照基準』]。つまり、社会学は、自らが所属している現にある社会を、過去に存在した社会や未来に現れるかもしれない社会と比較し、同時代に存在する別の社会と比較することによって、自分が所属する社会から距離をとって、その自明性を解体し、新しい社会に関する認識を可能にする学問である。

2. 学部・学科等の特色

昭和48年に人文学部に英文学科とともに開設された人間関係学科は、心理学専攻・社会学専攻・教育学専攻で構成されて以来、心理学・社会学・教育学は専攻というフレームでそれぞれ独自の専門領域を基盤とした教育研究を行うようになっていった。人間関係学科社会学専攻は、「①社会学の知識にもとづく視角・方法・理論の成り立ちと現代的展開を自ら学び考えることによって、実社会における現象や問題・課題について、社会学的に理解・分析し、自身の考えを表現できる能力」「②修得した社会学的知識に基づく視角・方法・理論をもって、自ら社会的な課題を発見し、社会問題の解決に取り組み、その成果を社会的に表現するために必要な社会学的思考力・判断力・コミュニケーション能力」「③激しく変動していく現代社会において、自ら身につけた社会学的知識を多様な科学や学問に照らしつつ、主体性を持って多様な人々と共創して学びあう態度」を養うことを目的とした教育活動を通して、多くの有益な人材を多様な職業・社会領域へ輩出してきた。その実績を引き継ぎ、「予測不可能な時代にあって」「多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくため」の「高等教育」という視点[『中教審』]に立ち、社会学科は、「社会に生起する問題を発見」し、多様な価値観や文化・属性を有する人々の「多様性を理解」し、社会的現実を解明するために「社会調査による実証研究を実施」し、社会学が蓄積した理論的枠組みや方法に基づいて「理論的に思考」し、社会に生起する問題を解決に導くために「社会を構想し提言する」能力を携えて、自身と異なる価値観や文化・属性を有する人々と共存していくために社会と関わり続けていく人材を育成し、地域社会を軸として更なる有益な人材を多様な社会・職業領域へと輩出していくことを目的とする。

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

新しい学科を設置することによって、人文学部が掲げている現代社会の課題を理解する能力の育成、コミュニケーション能力の育成、そして情報リテラシーの習得を通して、地球的視野を持つ人材の養成と個性的、自律的な人間を育成するという教育研究上の目的をより明確にすることができる。

この度、新設する学科は、社会学を学ぶことって社会の多様な領域で活躍できる人材を育

成することを目的とするので、その名称を「社会学科」とし、学位の名称も「学士(社会学)」とする(図表3-1参照)。

図表3-1

学部	学科	学位
人文学部	社会学科	学士(社会学)
Faculty of Humanities and Human Sciences	Department of Sociology	Bachelor of Sociology

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

社会学科は、人間社会における問題を発見し、人々や文化の多様性を理解し、社会調査による実証的方法に基づいて論理的に思考し、問題を解決に導くために社会を構想し提言する能力を携えて、異なる価値観や文化・属性を人々と共存していくために多様な社会・職業領域で活躍し、社会と関わり続けていく人材を育成することを目的とする。

その際、社会学科の教育課程を以下のように整理できる【資料2】。

- ①社会学科の主専攻科目は、1年次必修科目の「専門導入科目」から、専門教育へと繋げていく2年次必修科目、2年次生から4年次生までが学年を横断し複数履修できる「専門演習科目」及び4年次に配当される必修科目「卒業研究」を学科教育の中心的な柱として構成されている。
- ②社会学科の主専攻科目は、「人文学部総合科目」と「社会学専門科目」(「専門講義科目」「演習科目」「社会学情報処理科目」という三科目群に区分)に属する科目が、有機的に関連付けられて構成されている。
- ③「専門講義科目」には、「理論・方法に関する科目」「社会の諸領域に関する科目」「社会構想に関する科目」「社会調査関連科目」を配置する。
- ④「演習科目」は、「専門演習科目」と「特殊演習科目」に区分する。
- ⑤「専門演習科目」は、「専門講義科目」に配置されている「理論・方法に関する科目」と「社会の諸領域に関する科目」と連動している。これらの演習科目では、2年次より学生自身が自らの関心に合わせて複数履修することが可能であり、学年を横断して議論することにより社会学に関する専門的知識を深化させていく。学生自身の主体的な関心にもとづいて、学年の垣根を超えて複数の専門演習を履修可能となっていることから、演習授業が個々の担当教員の教育研究に閉塞されることを避け、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」を主体的に意識することが可能となる。したがって、本演習科目は、「(学生)自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくため」の「知的共通基盤」となり、「学修者本位の多様性と柔軟性を持った高等教育」[『中教審』]を具現化できるものとなる。
- ⑥「特殊演習科目」は、「専門講義科目」に配置されている「社会構想に関する科目」と連

動している。この「特殊演習科目」は、学生自身が社会への関わりと社会学的知識の応用を学ぶことを目的として、公共・民間で活躍・活動している人たちを兼任講師として実施する演習である。そうしたことから、「生まれ育った地域で、個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かな者にしていくための継続的な営みができる」「地域創生を目指す社会」[『中教審』]の実現のために、社会学的応用力を養う演習科目となっている。

⑦「社会調査関連科目」は、社会学的社会調査の方法を体系的に修得することを目的としている。また、一般社団法人・社会調査協会が定める認定科目を配置し、「量的社会調査演習」「質的社会調査演習」と合わせて単位修得することによって、「社会調査士」資格を取得可能とする。

⑧「社会学情報処理科目」には、社会学を学ぶ上で必要とされる情報リテラシーや社会調査に必要とされる情報スキルを身につけるとともに、職業領域においても必要とされる情報処理スキルを修得するための科目を体系的に配置している。

⑨卒業研究は「社会学教育においてとくに重要な位置をしめる」[『参照基準』]科目という位置付けであり、社会学科では、社会学教育の集大成として、4年次必修科目として「卒業研究」を配置する。

社会学科の教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を以下のように定める。

教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

急激な社会変動を迎えている現代社会で、自ら問題や課題を見出し、その解決に向けて人々の文化や多様性を理解し、実証的方法に基づいて論理的に思考し、異なる価値観や文化・属性を持つ人々との共存のための社会を構想できる能力を備えた人材を育成できるよう、以下の3点を教育課程の編成方針として明示します。

1) 基礎から発展へ

社会学の方法・理論の成り立ちと現代的展開に関する基礎的知識から応用的領域までを網羅し、体系的に修得できる科目を社会学主専攻科目に配置します。

2) 視野の拡大

広い視野を有する人間性を涵養するために、学問領域を横断しながら「人間とは何か」を探究する人文学領域の科目を中心として構成された人文学部総合科目を配置します。また、社会学の領域では幅広く多様な視角・方法・理論を修得する科目を社会学主専攻科目に配置します。

3) 経験の拡充

実社会で主体性を持って多様な人々と協力し新たな価値を創造するために、主専攻科目に人文学部総合科目と社会学専門科目という二つの科目群を設けます。人文学部総合科目

には、「ボランティア論」「社会文化体験演習」「海外体験演習」等を配置します。また、社会学専門科目には、社会構想に関する科目群と特殊演習科目群を設置し、社会において実践的な力を涵養するために「社会安全政策論」「社会構想と公共政策」「マスメディア論Ⅰ・Ⅱ」「応用社会学特殊演習」「ジャーナリズム論特殊演習」等を配置します。

養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性については、【資料1】に示す。

(科目区分の設定及びその理由)

上記の目標を達成するために科目群を配置するが、それらは大きく「全学共通科目」「主専攻科目」の二つに区分される。

「全学共通科目」は全学部の学生を対象にし、学問分野を領域別、目的別に配置した科目であり、「地域理解科目」、「国際理解科目」、「一般教養科目」、「スポーツ・健康科目」、「キャリアデザイン科目」、「データサイエンス科目」から成る。これらは4年間の大学教育を通じて、深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養っていくための土台となる幅広い知識・技能を、自ら選び身につけることを目的として設置されている。

「主専攻科目」は、「人文学部総合科目」「社会学専門科目」群で構成される。

「人文学部総合科目」は人文学が探究する対象が「人間」であるとするれば、その「人間」を思考する場合、一面的なアプローチでの考察では不十分であり、多様な視点から「人間」を考察の対象とするための「総合知」は意味あるものとなり、また必要である。こうした視点に立ち、また社会学科カリキュラムポリシーにおける「視野の拡大」に大きくかかわる部分として設置されるのが「人文学部総合科目」群である。

「社会学専門科目」は、「専門講義科目」「演習科目」「社会学情報処理科目」の三科目群で構成される。

「専門講義科目」には、社会学知識を体系的に修得できるように四つの科目群「理論・方法に関する科目」「社会の諸領域に関する科目」「社会構想に関する科目」「社会調査関連科目」を設けている。

「演習科目」には、専門講義科目の「理論・方法に関する科目」「社会の諸領域に関する科目」「社会調査関連科目」と連動した「専門演習科目」群と、「社会構想に関する科目」と連動した「特殊演習科目」群として配置することによって、ゼミナール形式の授業によって社会学の専門知識をより深化させていくことを目的としている。

「社会学情報処理科目」には、社会調査など社会学を学ぶ上で必要とされる情報スキルを身につけるとともに、職業領域においても必要とされる情報処理リテラシーを修得するための科目を体系的に配置している。

(各科目区分の科目構成とその理由)

(1) 全学共通科目

「全学共通科目」は全学部の学生を対象にし、学問分野を領域別、目的別に配置した科目であり、「地域理解科目」、「国際理解科目」、「一般教養科目」、「スポーツ・健康科目」、「キャリアデザイン科目」、「データサイエンス科目」から成る。これらは4年間の大学教育を通じて、深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養っていくための土台となる幅広い知識・技能を、自ら選び身につけることを目的として設置している。

1) 地域理解科目

様々な地域社会に目を向け、それぞれの地域が発信する魅力や抱える課題を理解、分析する力を養い、地域社会の持続的発展に貢献するために必要な実践力や協働力を養成することを目的に配置する。たとえば「広島修道大学と広島」では、自校をはじめ、地域社会の歴史・発展などを学ぶ。

2) 国際理解科目

国や地域という境界を越えて多様な言語・文化背景を持つ人々とつながるために必要な言語コミュニケーション能力、異文化理解力を養成することを目的に配置する。この科目分類はさらに、「留学」、「言語文化」、「言語」に分類されている。

3) 一般教養科目

人間・社会・自然を理解するために幅広い知識や技能を学び、自分自身の生きている空間的・時間的意味と物事の本質を捉える能力を養う。将来、他の分野の人々と協働して社会課題の解決にあたる際に、多様な視点からアプローチする能力の基礎となる知識を得ることを目的に配置する。この科目分類はさらに、「哲学」などの「人間を理解する」科目群、「法学」などの「社会を理解する」科目群、「化学」などの「自然を理解する」科目群に分類されている。

4) スポーツ・健康科目

スポーツと健康に関する講義・実習を通して、心身の健康と体力の維持・増進につながる知識および運動技能を体験的かつ科学的に学び、豊かな人間性を涵養することを目的に配置する。

5) キャリアデザイン科目

自己実現に向けた人生の道のりを展望し、その一過程としての就業やそれを通じた社会との関わりの意義について学ぶ。社会における多様な他者を尊重するとともに、自らの能力と個性を発揮できる人間力を養成することを目的に配置する。たとえば「大学生活とキャリア」では、自分らしい豊かで幸福なキャリア（人生）を形成するために、自己を理解すると

共に、大学生生活の4年間の意義及び重要性を考察する。

6) データサイエンス科目

情報技術の進展により、多様かつ大量のデータの取り扱いが可能になった現代社会において、これらを利活用できるデータサイエンスの手法に関する知識を深め、社会を取り巻く変化に対応できる思考力や表現力を養成することを目的に配置する。たとえば「データサイエンス概論」では、IoT (モノのインターネット) や AI (人工知能) 等のしくみや情報技術、活用事例、データ活用の基礎等を学ぶ。

(2) 主専攻科目

1) 人文学部総合科目

人文学部では、ディシプリン (学問的規律) によって学問領域に拘束された対象や方法論に依拠した知のあり方を「専門知」と位置づけている。他方、専門的ディシプリンから比較的自由な知のあり方で、むしろ専門領域を領域横断的に結んでいくときに用いられる知を「総合知」として位置づける。これは、ディシプリンから自由な思考や発想に基づくものであり、また専門知・専門領域にも柔軟に影響を与え、さらに変化を迫るような学問領域ともいえるものである。

人文学が探究する対象が「人間」であるとすれば、その「人間」を思考する場合、一面的なアプローチでの考察では不十分であり、多様な視点から「人間」を考察の対象とするための「総合知」は意味あるものとなり、また必要である。こうした視点は、人文学部カリキュラムポリシーにおける「視野の拡大」に大きくかかわる部分となる。

「総合知」は、時間的な広がりとして過去から未来までの「歴史」、そして「空間的広がり」として自分が生活している場所や地域だけでなく、異なる社会や国家についても考察を広げていくことが含まれる。こうした科目の特徴から、受講者は、自己について考えるとともに、「自己とは異なる他者」「自分が生きる社会とは異なる社会」など、他者や異なる社会を理解する方法を習得する。この習得には、自らが生きる場所に立ちながら、他者や異なる社会や他国を想像するための「想像力」も含まれる。

従来、人文学というと座学中心に展開する傾向にあったが、学知とは、思考のみを対象とするだけでなく、実践とも密にかかわるものといえる。人文学部ディプロマ・ポリシーにおける「多様な人々との『協創』」項目および同学部カリキュラムポリシーにおける「経験の拡充」の項目を具体化すべく、思考と実践の相互の連関と、学生の主体的な学びを重視するという観点から、人文学部では実践や体験に重点を置いた科目の配置にも注力していく。

2) 社会学専門科目

社会学専門科目は、社会に生起する問題を発見し、人々の多様性を理解し、社会調査による実証研究を実施し、理論的に思考し、社会を構想し提言する社会学的スキルを体系的に修得するために、以下のように科目群を設ける。

A. 専門講義科目

講義を通じて、社会学の基礎的概念・理論・方法論から多岐に渡る社会の諸領域に関する最新の研究動向まで、社会学の研究成果を学ぶことを目的とした科目群で、さらに四つの下位科目群に区分される。

a. 理論・方法に関する科目群

社会学の独自性は、幅広い研究対象にあるだけでなく、それらの対象に関するものの見方・考え方、即ち研究視角にある。社会学の理論と方法を学修することを通じて、基本的な社会的なものの見方・考え方を身につける。社会学科では、1年次に「社会学基礎講座」「社会学研究入門Ⅰ」「社会学研究入門Ⅱ」「社会学方法論」「社会学概論」を、2年次に「社会学研究法」と「社会学理論」を必修科目(合計13単位)として設定し、社会学の基本的な理論・方法を身につける。これらの科目のうち、専門導入科目に位置づく「社会学研究入門Ⅰ」「社会学研究入門Ⅱ」は、各3クラス開講することによって、ディスカッションとグループワークを含めた基礎演習的な役割を担う科目として設定する。さらに、2年次以降の選択科目として、学生自らの関心に基づいて履修する専門演習科目と連動する「応用社会学」「コミュニケーション論」「社会意識論」「感情社会学」「比較社会学」を配置している。

b. 社会の諸領域に関する科目群

社会学の研究対象は広く多岐に渡っており、人間の生の営みと社会のあり方にかかわるあらゆる社会現象を含んでいる。そのため、社会学は、これらの社会現象を人間個々の社会的行為や他者との間の相互行為、そして個人とより大きな社会・集団と関連づけられる社会関係のプロセスにおいて生成・変容し続けるものとしてとらえる。社会学を学ぶものには、多くの「社会の諸領域」に関する科目の学修により、関心の対象を広げていくことが求められる。そのため、社会学科では、学生自らの関心を喚起するために、多彩な「社会の諸領域に関する科目」を選択科目として配置している。そして、学生には、「専門演習科目」と連動して、自らの社会的関心を喚起するとともに、学びを深化させていくことが望まれる。

c. 社会構想に関する科目群

社会学を学ぶものには、社会に対する関わりの中で、問題を解決に導くための提言を行い、現にある社会が別様にもありうる可能性を構想していくことが求められる。そのため、「社会構想に関する科目」群では、学生に社会的関心を喚起させることを目的として、1年次より履修できる選択科目を配置している。

d.社会調査関連科目群

社会現象を経験的に調査し、その結果を分析する社会調査に関する基本的な知識と方法を修得することは、実証科学としての社会学を学ぶものにとって必須である。「社会調査関連科目」には、社会学的社会調査に関する知識と方法を体系的に修得することを目的として、六つの科目を配置しており、そのうち、「社会調査概論」及び「社会調査方法論」を必修科目（合計4単位）として設定している。

「社会調査関連科目」は全て、一般社団法人・社会調査協会が定める「社会調査士」資格の認定科目に対応しており、「専門演習科目」群に配置されている「量的社会調査演習」「質的社会調査演習」と合わせて単位修得した学生は「社会調査士」資格を取得できる。

B.演習科目

演習は、学生と教員、学生同士の意見交換によって、学生の自主性が大きく尊重される科目である。学生自身が主体的に問題を発見し、他の学生との議論や教員からのアドバイスを通じて問題解決を探る演習は、社会学を修得する上で極めて重要となる。社会学科では、「演習科目」を、以下のように二つの科目群「専門演習科目」「特殊演習科目」に分けて配置している。

a.専門演習科目群

「専門演習科目」は、「専門講義科目」に配置されている「理論・方法に関する科目」「社会の諸領域に関する科目」「社会調査関連科目」と連動しており、2年次より学生が自らの関心に合わせて履修する。特徴的なのは、学生は、異なる教員が担当する複数の演習科目を履修でき、かつ学年を横断した学生同士で議論することを通じて、演習で学ぶことができる点である。社会学科の学生には、「専門演習科目」群から8単位以上修得したのち、4年次に自分でテーマを発見・設定して書く「卒業研究」4単位を修得することが卒業要件として必修となっている。

b.特殊演習科目群

公共・民間で活躍・活動している人たちを兼任講師として実施する演習で、学生自身が社会に対する関わりと社会学的知識の応用を学ぶことを目的として、公共・民間で活躍・活動している人たちが兼任講師として担当する演習科目である。

C.社会学情報処理科目

「社会学情報処理科目」群には、社会学科の学生が、社会学を学ぶ上で必要とされる情報リテラシーや社会調査に必要とされる情報スキルを身につけるとともに、職業領域においても必要とされる情報処理スキルの獲得を目的として、体系的に配置している。それらの科目の中で、社会学科の学生が、社会学を学ぶ上で最低限必要とされる情報処理に関する知識とスキルを身につけるために、三科目「情報リテラシー」「社会学情報処理Ⅰ」「社会学情報処理Ⅱ」6単位を1年次必修科目として配置している。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(教育の方法(授業方法やクラス人数))

社会学科の主専攻科目における教育方法は、以下のように五つに大別することが可能であるが、学修成果を上げるために、実践的にはこれらの方法を柔軟に組み合わせていくことになる。

(1) 講義

講義を通じて、学生は、社会学の概念・理論・方法論などから社会を構成する諸領域に関する研究まで、多様な社会学の研究成果を知り、社会学的なものの方と考え方をより深く学ぶことができる。

(2) 演習

演習においては、教員の指導のもとに、学生同士が意見を交換・議論を通じて、学生自身が主体的な学びによって、「専門講義科目」と関連づけて社会学に関する知識の修得をより深化していくことが可能となる。社会学科では、「演習科目」群の各演習科目には人数制限を設け、概ね10～25名程度の少人数編成とする。

また、1年次必修科目で専門導入科目である「社会学研究入門Ⅰ」「社会学研究入門Ⅱ」はそれぞれ35名程度までの3クラス編成、2年次必修科目の「社会学研究法」は25名程度の4クラス編成とし、適宜、グループディスカッションなど演習的要素を組み入れていく。

(3) 社会調査演習

社会調査による実証的研究を理解し、量的・質的調査法を修得することは、社会学を学ぶ上で極めて重要である。社会調査に関する社会的スキルは、学生が社会的調査法を理解して自ら調査を設計し、実施した調査結果を分析して報告書を作成するというプロセスを経て修得するものである。社会学科では、1年次必修科目で「社会調査概論」「社会調査方法論」を導入科目として配置し、2年次から選択科目として社会調査関連科目を、3年次に社会調査実習に相当する「量的社会調査演習」「質的社会調査演習」を履修修得することで、学生が社会調査のスキルを身につけ、社会調査士資格(社会調査協会認定資格)を取得可能となるように配置している。社会学科では、社会調査に関連した科目は言うまでもなく、講義・演習・卒業研究にあっても、調査(計画・設計)における作業やコミュニケーション、体験的フィールドワークなど、社会調査実習の要素がある程度組み込まれることになる。

(4) 卒業研究

学生自らがテーマを発見し、課題を設定し、調査・資料収集を実施し、作成計画をもとに執筆する卒業研究は、卒業研究は社会学教育において取り分けても重要な位置を占める。学生にとって、社会学の学修を通して身につけた能力を活用して取り組む卒業研究は、個人的な関心を一般化・普遍化して自ら課題を設定し、根拠にもとづいて説明する力、他者を説得

するために論理を組み立てる力を養うということから、大学の学士課程で社会学を学んだ集大成と言うべきものである。社会学科では、「卒業研究」(4単位)を「専門演習科目」群に4年次必修科目として配置している。「卒業研究」は、学生自らが指導教員を選択し、5～10名程度の12クラス編成で実施する。

(5) 情報処理科目

社会学科では、社会調査など社会学を学ぶ上で必要とされる情報スキルを身につけるとともに、職業領域においても必要とされる情報処理リテラシーを修得するための科目を「社会学情報処理科目」群を設けて体系的に配置しており、「情報リテラシー」「社会学情報処理Ⅰ」「社会学情報処理Ⅱ」を必修科目(合計6単位)と設定している。Covid-19 Pandemicの経験に照らせば、大学における学びや職業教育にとどまらず、人間の社会生活全般に至るまで情報処理スキルが急速に求められるようになってきている。「情報処理科目」の教育は、「社会調査演習」とは異なり、情報機器が備わった環境で行われるものである。そのため「社会学情報処理」科目群に配置された科目は、必修科目・選択科目とも35名程度までのクラスで実施する。

(卒業要件の考え方)

社会学科では、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)として以下の三項目を定める。これらに掲げられた能力を修得した学生に対して、社会学科として学位授与に相応しいと認証する。

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

社会学科は、現代社会の課題を発見・理解・解決する能力の養成、コミュニケーション能力の育成をとおして、学生一人ひとりが「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材」となり、かつ個性的、自律的な人間となることができるよう、以下の3点を身につけるべき学士力として明示します。

1) 知識・技能

社会学の知識に基づく視角・方法・理論の成り立ちと現代的展開を修得し、実社会における現象や問題・課題について、社会的に理解・分析し、自身の考えを表現する技能を身につけている。

2) 思考力・判断力・表現力

修得した社会的知識と技能を基礎に、自ら社会的な課題を発見し、社会問題の解決に取り組む、その成果を表現するために必要な社会的思考力・判断力・コミュニケーション能力を身につけている。

3) 協創力

激しく変動する現代社会において、自ら身につけた社会学的知識を多様な科学や学問に照らしつつ、主体性を持って多様な人々と協力し、学び合い、新たな価値を創造する意欲と実行力を身につけている。

上記のディプロマ・ポリシーのもと、全学共通科目 20 単位以上（地域理解科目 1 単位以上、国際理解科目 4 単位以上、一般教養科目 4 単位以上、キャリアデザイン科目 1 単位以上を含む）、主専攻科目 84 単位以上（人文学部総合科目 12 単位以上、専門講義科目 40 単位以上及び専門演習科目 12 単位以上並びに社会学情報処理科目 6 単位以上を含む社会学専門科目を 64 単位以上）を修得し、124 単位以上を修得することを卒業要件としている（図表 5－1 参照）。

図表 5－1 人文学部社会学科の卒業要件

科目区分	科目分類		修得単位数		卒業所要単位数	
全学共通科目	地域理解科目		1単位以上		20単位以上	
	国際理解科目		4単位以上			
	一般教養科目		4単位以上			
	スポーツ・健康科目					
	キャリアデザイン科目		1単位以上			
	データサイエンス科目					
主専攻科目	人文学部総合科目		12単位以上		合計124単位以上	
	社会学専門科目	専門講義科目	理論・方法に関する科目	40単位以上		64単位以上
			社会の諸領域に関する科目			
			社会構想に関する科目			
			社会調査関連科目			
	演習科目	社会情報処理科目	専門演習科目	12単位以上		
			特殊演習科目			
社会学情報処理科目			6単位以上			
自由選択科目						

（卒業研究における単位数の妥当性）

本学では「卒業研究」を 4 単位として認定している。社会学科では「卒業研究」の授業は通常科目と同様に前期後期期間にそれぞれおおむね週一回（合計 30 回）で実施されており、また学生の学修時間に照らして、単位を 4 単位と定めている。

（履修指導方法）

毎年度、当該年度に開講される科目とその担当者、履修モデル等を記載した「学修の手引き」（いわゆる講義要項）を年度当初に全学生に向けてネット上で掲示するほか、1 年生には冊子として配布している。特に、1 年生には全学的に実施しているガイダンスにおいて、1 年次前期から 4 年次後期までの履修の流れについて説明するとともに、履修制限や履修前提条件のある科目等、特段の留意が必要な科目について詳細な説明を行い、4 年間を通した履修計画の立案を支援する。1 年生に対しては、こうした履修指導に加えて、教員のチュー

ターが履修方法についてガイダンスのなかでより詳細に説明し、相談等に乗るという支援も行う。また、各種の教諭一種免許状や任用資格の取得のためには、卒業要件以上の単位を修得する必要があることを周知徹底する。同様に、学修の進め方やレポートの書き方等に関しては学修の進め方やレポートの書き方等に関しては学習支援センターにおいて、留学に関しては国際センターにおいて、キャリア教育に関してはキャリアセンターにおいて、学生からの相談に対応する。

（年間履修登録制限制度）

人文学部社会科学では学生が年間に履修登録できる上限（CAP 制）を設定する。具体的には、学生に十分な授業内及び授業外の学習時間を担保するために、年間 44 単位を上限とする。前期又は後期に履修し得る単位数は、原則として 24 単位を超えることはできない。ただし、4 年次に限り 28 単位まで履修することができる。なお、単位互換制度において、他大学の科目を履修する場合、指定の GPA 基準値以上の成績を取めた 2 年次以上の者に限り、各年次とも年間上限単位数に 2 単位を加えることができる。

（チューター制度）

人文学部社会科学では、チューター教員制度を設け、適宜、学業、大学生活、就職活動等に関する指導を行い、また学生からの相談に対応する。社会科学では、おおよそ 8 人の学生に対して 1 名の教員をチューターとして配置し、1 年次から 3 年次までを同一教員が対応にあたる。4 年次には卒業研究を担当する教員が当該学生のチューターとなり指導する。単位僅少の学生の情報は、前期終了後と後期終了後にチューターに伝えられ、個別に面談等の対応を行い、履修計画の立案や生活改善指導等の支援を行う。また、社会科学では、副チューター制度を実施しており、1 年次に割り当てられたチューター教員以外の教員が副チューターとなる。これにより、指導や支援を複数の教員から受けられるようにするとともに、アカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等による学生の不利益を回避できるようにする。

（教育方法）

1) 履修モデル

『学修の手引き』に掲載予定の社会科学の履修モデル【資料 3】を示す。

1 年次は初年次教育期間ととらえ、学生は全学共通科目のなかで一般教養科目、語学科目、情報処理科目等の履修をしつつ、同時に専門領域である社会学の基礎的な科目を履修することになる。1 年次の社会学の基礎的な科目は必修科目として、前期には「社会学基礎講座」「社会学研究入門 I」「社会学概論」が、後期には「社会学入門 II」「社会学方法論」が配置されている。これらの科目は、2 年次から始まる講義科目及び演習科目に向けた準備段階であり、社会学の学修の基礎となる。

2 年次からは主専攻の講義科目と演習科目を履修することができるようになり、専門的知

識を深めていくことになる。また、2年次にも必修の基幹科目である「社会学理論」と「社会学研究法」がそれぞれ前期と後期に配置されている。これらの科目は、4年次の「卒業研究」に向けたブリッジ科目という役割も有している。

社会学科で特徴的であるのは、演習科目において複数の演習を選択できるようになっていることである。通常「演習科目」は一人の教員の演習に所属して、それは卒業研究まで続くことが多いが、社会学科では2年次と3年次の演習履修の場合には、前期と後期で異なる教員の演習を選択したり、同一開講期に異なる教員の複数の演習を同時に受講することができるようになっている。

3年次は、講義科目と演習科目の履修をとおして、卒業研究に向けた個別の研究テーマに沿った専門知識を深化させ、4年次の卒業研究に向けての準備を開始する。

2) 授業方法の工夫

- ① 1年次の社会学基礎科目のなかの「社会学研究入門Ⅰ」と「社会学研究入門Ⅱ」においては、それぞれの科目で専任教員が15回の授業のうち5回ずつを担当し、いずれのクラスにおいても3名の異なる専任教員の授業を受けられるように授業設計をしている。このことにより、学生は1年次より教員の幅広い研究領域に触れることが可能となり、社会学の多様な研究領域を理解することができ、学生の個別的な問題関心のニーズを可能な限り満たすことができる。
- ② 演習科目については、受講者人数が特定の演習に偏ることがないように、学生の希望を勘案しつつ、受講者を割り振ることにより、教員の過度な負担により少人数教育のメリットを損なわないように配慮した形での指導を行う。
- ③ 授業の内容についての質問に、担当教員が授業時間外にも答えることができるように、Moodle システムを利用したり、オフィスアワーの時間を設定することで、質問や相談に対応する。

6. 実習の具体的計画

ア 実習の目的

社会学科において取得することができる資格・免許のうち、実習を必要とするものは、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史／公民）、社会教育主事、児童福祉司である。

社会学科が掲げるディプロマ・ポリシーのなかでは、学位授与の要件として「社会学の知識に基づく視角・方法・理論の成り立ちと現代的展開を修得し、実社会における現象や問題・課題について社会的に理解・分析し、自身の考えを表現する技能を身につけている」ことが要請されているが、中学校教諭（社会）および高等学校教諭（地理歴史／公民）の実習において、実習生はこれまで修得してきた社会的知識・技能を活用して、とりわけ現代社会に生起する多様で幅広い社会問題・社会課題を、生徒が学習・理解できるよう教育・支援す

る力を涵養することを目的とする。また、実習は、自らの思考力・判断力・表現力が学修においてどれくらい身につけているかも試されることにもなり、自己の力を反省的に振り返ることが可能な機会となる。さらに実習は、ディプロマ・ポリシーにもあるように、「新たな価値を創造する意欲と実行力」としての「協創力」を教育という現場において活用できる貴重な場でもある。

このような意味で、教育実習は、社会学科が掲げているディプロマ・ポリシーに関して、そこで触れられている力を自らがどれくらい身につけているかを、実社会での教育という経験をとおして確認・認識すると同時に、学修した社会学の知識や技能を、思考力・判断力・表現力をとおして、実習先の生徒に対して伝達する（コミュニケーション）力を養成するという成長のための機会となる。

社会教育士（社会教育主事）の実習は、おもに公民館で行われており、公民館職員の作業補助や公民館開催イベントの企画運営の立案・実施等により構成されている。公民館職員の作業補助では、実社会における問題・課題を発見することも可能となる。そうして見出された課題をもとに、問題点を洗い出しながらイベント企画や運営を行っていく過程で、実習生は社会学科で学修した知識や技能を活用し、また他方で、そうした知識や技能が実社会に合致したものであるかを検証することも可能となる。このような一連の実習過程は、「主体性をもって多様な人々と協力し、学び合い、新たな価値を創造する意欲」とされる「協創力」により達成できるとも考えられ、また、同時に実習をとおしてさらに自らの「協創力」を高めていくこともできると考えられる。

イ 教育実習先の確保の状況

教育実習施設は確保されている【資料4】。広島市教育委員会管轄の中学校 63 校、高等学校 7 校、中等教育学校 1 校、広島県教育委員会管轄の中学校 3 校、高等学校 82 校及び広島修道大学ひろしま協創中学校・高等学校を実習先として確保しており、十分な実習受入体制ができています。

実習依頼の手続きは次の通りである。広島市立中学校及び呉市立中学校における実習の場合は、広島市教育委員会、呉市教育委員会及び中学校校長会と広島地区の中学校教員養成課程をもつ大学・短大が構成する広島地区大学教育実習研究連絡協議会を通じて、3 年次の 12 月頃に実習校を決定する。その他の自治体の中学校・高等学校の教育実習依頼校の確保に関しては、3 年次春に内諾を取らせる指導を行い、正式の実習校の決定は 3 年次の 12 月から 4 年次の春にかけて、当該都道府県・市町村教育委員会・中学校・高等学校等の受入回答を待って行う。

ウ 教育実習先との契約内容

実習生の派遣にあたっては、学生が実習参加手続きを行った後、必要な場合には実習先との実習委託契約を結ぶ。実習期間における個人情報の取り扱いについては、「個人情報に関する法令及びその他の規範」を遵守するよう学生に指導すると共に実習先にも依頼する。

エ 教育実習水準の確保の方策

各実習に参加するための資格要件をそれぞれ次のように定める。

① 中学校教諭一種免許状（社会）

教職課程を履修し、教員になることを志望する者に限る。また、卒業所要単位（124 単位）のうち、3 年次終了時点で 99 単位以上を習得し、さらに次の図表 6－1 の当該参加資格要件科目の単位を修得していることとする。

図表 6－1 中学校教諭一種免許状（社会）にかかる教育実習参加資格要件

科 目	教育実習Ⅰ・Ⅱ参加資格要件	取得 単位
教科に関する専門的事項	日本史概論Ⅰ、東洋史概論Ⅰ、西洋史概論Ⅰ、人文地理学Ⅰ、自然地理学、地誌Ⅰ、法律学概論又は政治学概論、「社会学概論・社会学理論・現代経済入門Ⅰ・現代経済入門Ⅱ」の内いずれか1科目、哲学概論Ⅰ又は倫理学概論Ⅰ、選択科目の中から2単位以上	20
各教科の指導法	中等社会科教育法(地理歴史分野)、中等社会科教育法(公民分野)、社会科・地理歴史科教育法、社会科・公民科教育法	8
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理、教職入門、教育制度・教育課程論、教育心理学	8
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論、特別活動及び総合的な学習の時間の指導法、教育方法論(情報通信技術の活用を含む)、生徒・進路指導論、教育相談	10
大学が独自に設定する科目	人権教育論	2

② 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

教職課程を履修し、教員になることを志望する者に限る。また、卒業所要単位（124 単位）のうち、3 年次終了時点で 99 単位以上を修得し、さらに次の図表 6－2 の当該参加資格要件科目の単位を修得していることとする。

図表 6－2 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）にかかる教育実習参加資格要件

科 目	教育実習Ⅱ参加資格要件	取得 単位
教科に関する専門的事項	日本史概論Ⅰ、東洋史概論Ⅰ、西洋史概論Ⅰ、人文地理学Ⅰ、自然地理学、地誌Ⅰ、選択科目から8単位以上	20
各教科の指導法	中等社会科教育法(地理歴史分野)、社会科・地理歴史科教育法	4
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理、教職入門、教育制度・教育課程論、教育心理学	8
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法、教育方法論(情報通信技術の活用を含む)、生徒・進路指導論、教育相談	8
大学が独自に設定する科目	人権教育論	2

③ 高等学校教諭一種免許状（公民）

教職課程を履修し、教員になることを志望する者に限る。また、卒業所要単位（124 単位）のうち、3 年次終了時点で 99 単位以上を修得し、さらに次の図表 6－3 の当該参加資格要件科目の単位を修得していることとする。

図表 6－3 高等学校教諭一種免許状（公民）にかかる教育実習参加資格要件

科 目	教育実習Ⅱ参加資格要件	取得 単位
教科に関する専門的事項	「法律学概論及び国際法」又は「政治学概論及び国際政治学」、「社会学概論・社会学理論・現代経済入門Ⅰ・現代経済入門Ⅱ」の内いずれか1科目、哲学概論Ⅰ又は倫理学概論Ⅰ、選択科目から12単位以上	20
各教科の指導法	中等社会科教育法(公民分野)、社会科・公民科教育法	4
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理、教職入門、教育制度・教育課程論、教育心理学	8
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法、教育方法論(情報通信技術の活用を含む)、生徒・進路指導論、教育相談	8
大学が独自に設定する科目	人権教育論	2

オ 教育実習先との連携体制

教育実習先との連携体制は、広島市立中学校及び呉市立中学校については広島地区大学教育実習研究連絡協議会を通じて連絡調整等を行うこととする。この協議会は、広島市立中学校及び呉市立中学校における教育実習の連絡協議を行い、あわせて教職課程に関する情報交換、研究活動を推進することを目的として年 2 回開催され、うち 1 回には会員大学の他に広島市教育委員会代表、呉市教育委員会代表、校長会の代表も参加することとなっている。他の教育実習先との連携体制については個別に連絡・調整を行うこととする。

カ 教育実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

教育実習前の感染予防対策として、実習参加学生のうち希望者に対し、「麻疹・風疹の抗体検査」や介護等体験実習に行く直前の「腸内細菌検査」等を実施し、感染拡大防止を心がける。また、新型コロナウイルス対策として「広島修道大学新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に基づく感染症対策を徹底し、「体調管理表」・「行動管理表」を携行するようにしている。また、実習開始 2 週間前の帰省や直前の PCR 検査など、自治体独自の感染症対策があれば指示に従ったうえで教育実習へ参加させている。

また、想定できない実習中の災害や事故に対応できるよう、実習参加者全員に「学研災付帯賠償責任保険」に加入させる。

あわせて、実習中に知り得た情報に関する守秘義務や SNS の利用にかかる注意点など実習前年度の内諾ガイダンスから周知すると共に、実習直前のガイダンスにおいて「実習上知

り得た個人情報を、教育実習期間中及び実習後も、第三者に故意または過失により開示、提供または漏洩したり、自ら使用しないこと」を記載した誓約書を提出させている。

キ 教育実習の事前・事後における指導計画

各実習における事前・事後指導の時期及び時間数は次の通りとする。

① 中学校教諭一種免許状（社会）

事前指導：4年次教育実習前(90分×5コマ)

事後指導：4年次教育実習後(90分×2コマ)

② 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

事前指導：4年次教育実習前(90分×5コマ)

事後指導：4年次教育実習後(90分×2コマ)

③ 高等学校教諭一種免許状（公民）

事前指導：4年次教育実習前(90分×5コマ)

事後指導：4年次教育実習後(90分×2コマ)

各実習における指導計画は次の通りとする。

① 中学校教諭一種免許状（社会）

事前指導

第1回：教育実習の意義と心得

第2回：各教科担当教員としての心得

第3回：各教科担当教員に必要な資質・能力

第4回：教材研究の方法

第5回：学習指導案作成方法の最終確認

事後指導

第6回：教育実習体験の整理

第7回：教育実習のまとめ

② 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

事前指導

第1回：教育実習の意義と心得

第2回：各教科担当教員としての心得

第3回：各教科担当教員に必要な資質・能力

第4回：教材研究の方法

第5回：学習指導案作成方法の最終確認

事後指導

第6回：教育実習体験の整理

第7回：教育実習のまとめ

③ 高等学校教諭一種免許状（公民）

事前指導

第1回：教育実習の意義と心得

第2回：各教科担当教員としての心得

第3回：各教科担当教員に必要な資質・能力

第4回：教材研究の方法

第5回：学習指導案作成方法の最終確認

事後指導

第6回：教育実習体験の整理

第7回：教育実習のまとめ

ク 教員の配置並びに巡回指導計画

教育実習期間中には、所属学科の指導教員を中心にすべての実習校を巡回し、授業参観等を通して実習生の状況把握や指導・助言を行う。

巡回指導は、実習先と大学が協力して実習教育の充実を図ることを目的としている。巡回指導に際して、担当教員は教学センターと連携を図りながら、資料によって事前に実習先の状況を把握した上で、実習先との面談予約をとり、学生の実習期間中に訪問する。校長等の実習先責任者や実習指導担当者と学生の実習状況や問題、本学への要望等について話し合ったうえで、学生が行っている授業実習等の参観を行い、指導・助言を行って意欲的に実習を継続できるように指導する。巡回指導後は報告書を作成して教学センターで管理・共有し、より充実した実習指導とするための資料とする。

ケ 成績評価体制及び単位認定方法

教育実習の成績評価は、実習先における実習指導担当者による評価、実習日誌等に基づき、本学実習担当者が総合的に判断し、評価する。事前事後指導の成績評価は、平常点を総合的にみて授業担当者が評価する。

7. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

インターンシップ

ア 実習先の確保の状況

人文学部では、主専攻科目の人文学部総合科目のなかに、「社会文化体験演習」と「海外体験演習」という科目を設ける。これら2科目は2単位の通年科目であり、2年生および3

年生に配当される。この科目のなかに福祉領域・国際協力領域・地域理解領域の3領域を設け、それぞれの目的に応じた実習先を確保している【資料5】。

「社会文化体験演習」では、国際協力領域、福祉領域および地域理解領域の企業・団体等に学生を派遣する。国際協力領域の派遣先では、非営利組織・企業等での活動を体験しつつ、広島という地域社会における国際交流の在り方について学びを深めていく。地域理解領域では、広島という地域をよりよく理解するため、伝統的な活動の一端を学ぶとともに実体験する。福祉領域では、高齢者や障がい者といった社会的弱者支援のために、市政・市民・ボランティアがどのように関わっているかを学ぶとともに福祉施設での援助に携わる。

「海外体験演習」では、国際協力領域として、国外に拠点を置き活動を展開する非営利組織・団体等に学生を派遣する。事前に本学で一定程度の学習をしたうえで、国外の組織等に赴き、現地の環境の中で、様々な活動に参加することで、体験的に学びを深めていく。この科目では、同時に生きた語学の習得も目指し、帰国後は、現地での活動を振り返り、成果をまとめ、報告・発表を行なう。

上記科目におけるそれぞれの実習派遣期間は、5日～2週間程度としている。

イ 実習先との連携体制

実習先との連携は、学部教員が担当する。いずれの実習先とも協定を結び、覚書に基づき、若干名の受け入れを依頼している。

ウ 成績評価体制と単位認定方法

学部教員が事前指導と事後指導を行い、そこでの平常点、レポート作成を含め、実習先での実習日誌および実習報告書、実習報告会でのプレゼンテーションを勘案し、最終的には人文学部インターンシップ委員会で総合的に評価を行い、単位を認定する。なお、人文学部インターンシップ委員会は、各領域に関連した担当教員によって構成されている。

海外セミナー

ア 実習先の確保の状況

海外セミナーは海外での語学研修と異文化体験を通じて、より高い国際感覚を身につけることを目的として、夏季休暇または春季休暇中の3～6週間の短期を中心に、1学期（数ヶ月）や2学期（1カ年）の長期にわたるものも設けている。研修先は添付資料の通りである【資料6】。各セミナーの実施は、毎年、海外協定校との協議・折衝を行った上で本学国際センター委員会にて決定する。

イ 実習先との連携体制

国際センターが中心となって、主に、電話やメール等での連携を図っている。アメリカや韓国の大学からは日本語研修への参加学生を受け入れることも多く、相互交流が活発に行われている。また、本学からの短期派遣学生の中には長期研修、あるいは交換留学へとステ

ップアップを図る学生もいる。

ウ 成績評価体制と単位認定方法

海外セミナーの単位は、本学の全学共通科目の国際理解科目「海外研修 A～E」として本学教員が最終評価する。

8. 取得可能な資格

社会学科において取得することができる資格・免許は以下に示す通りである。

資格・免許名称	区分	資格取得可否	資格取得の条件
社会調査士	民間資格 (一般社団法人社会調査協会認定資格)	資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目の履修が必要だが、資格取得は卒業要件ではない。
中学校教諭一種免許状(社会)	国家資格	資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の履修が必要だが、資格取得は卒業要件ではない。
高等学校教諭一種免許状(地理歴史／公民)	国家資格	資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の履修が必要だが、資格取得は卒業要件ではない。
社会教育主事	国家資格	任用資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目の履修が必要だが、資格取得は卒業要件ではない。
児童福祉司	国家資格	任用資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目の履修が必要だが、資格取得は卒業要件ではない。

社会調査士は、一般社団法人 社会調査協会によって認定される資格で、社会調査の専門知識や技法を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力を有する「調査の専門家」であることを証明する資格である。社会調査士の資格関連科目を修得することによって、調査企画から報告書作成までの社会調査の全過程を学習することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性、またその問題点を指摘する能力を身につけることができるようになる。社会学科では、社会調査を専門とする専任教員を1名配置し、社会調査士資格関連科目を担当し、受講生は社会調査士資格のための認定科目を履修・単位取得をすることにより卒業時に社会調査士資格が認定される。

教員養成課程においても、社会学科の特色のひとつである幅広い研究対象や研究視角という社会学の利点を活かし、加えてその隣接分野の知識を修得することで、たえず複雑化・多様化する社会における様々な社会的課題を理解し、その解決方法を模索する能力を養う。このような社会学科の教育を通じて、中学校(社会)、高等学校(地理歴史／公民)におい

て、社会的現実に即した実践的な教育を行うことのできる中学校・高等学校の教員を養成する。

社会教育主事は、地方公共団体の教育委員会の事務局におかれる職員のうち、社会教育の指導、行政の中心的存在として社会教育を行う人に専門的・技術的な助言と指導を与えることを任務とする専門職員のことである。「社会教育法」第9条の4には、大学に2年間以上在学して、62単位以上を修得し、且つ大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、以下の(イ)～(ハ)に掲げる期間を通算した期間が1年以上になるものは「社会教育主事となる資格を有する」と定められている。

(イ) 社会教育主事補の職にあった期間

(ロ) 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間

(ハ) 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間((イ)又は(ロ)に掲げる期間に該当する期間を除く。)また、社会教育主事課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができる。

児童福祉司は、各自治体が設置する児童相談所に勤務し、子どもや保護者が抱えている問題の解決を手助けすることを仕事にする公務員である。「児童福祉司の任用資格」については、児童福祉法第13条第3項において、大学で心理学・教育学・社会学のいずれかの課程を修めて卒業し、厚生労働省令で定める施設において、1年以上の相談援助業務に従事することが定められている。児童福祉司として働くためには、地方公務員試験に合格し、上述の「児童福祉司の任用資格」を取得する必要がある。

9. 入学者選抜の概要

社会学科の入学者選抜については、以下の社会学科のアドミッション・ポリシーに従って、実施する。

求める学生像

社会学科は、高等学校卒業程度の学力、すなわち入学後に学士課程教育を受けるに必要な学力を有し、次のような人を広く国内外から受け入れます。具体的には、(1)社会における諸現象・諸問題に関心があり、自ら調査し、考え、他者とコミュニケーションすることによって学ぼうとする人、(2)豊かな人間性を培うために、広い視野を有し、多角的な社会学的視点から実社会を理解しようと努める人、(3)社会学の視角・方法・理論を修得しようと努める人、(4)将来に関して目標を持ち、自己の人生を切り開く能力を身につけようとする人です。

社会学科が求める学生像は、次の「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性等」

を有する人です。

1) 知識・技能

高等学校における英語・国語・社会科・数学などの教科に関する知識・技能を習得している人。社会の構造、社会に生きる人々の意識や価値観を理解し、社会におけるさまざまな現象や問題・課題について理解・分析し、自身の考えを表現し、他者と議論する際に基礎となる能力を有する人。

2) 思考力・判断力・表現力

自ら社会的な課題や問題を発見し、その解決に取り組み、成果を社会において表現するのに必要な社会的思考力・判断力・表現力を修得することに意欲がある人。

3) 主体性等

激しく変化していく現代社会のなかで多様な価値観を持つ他者に対して理解しようとする態度を備え、主体性を持って多様な人々と学びあい、相互理解をはかっていこうとする意欲がある人。

養成する人材像及び 3 つのポリシーの各項目との相関及び整合性については、【資料 1】に示す。

選抜方法、選抜体制、選抜基準等

入学者の選抜では、調査書の内容、学力試験、課題小論文試験、面接試験、その他の能力・適性等に関する検査の成績、その他大学が適当と認める資料等により、入学志願者の学力・能力等を合理的・総合的に判断する。

入学者の選抜方法は、入学志願者の基礎学力（学力の 3 要素の「知識・技能」）に評価の重点を置く学力選抜入学試験（一般選抜、共通テスト利用選抜）と、思考の柔軟性・創造力・問題解決能力（学力の 3 要素の「思考力・判断力・表現力」）及び主体性・協創力（学力の 3 要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）に評価の重点を置く、総合型選抜および各種の学校推薦型選抜（公募・指定校・附属校）に大別される。社会学科では、学力選抜入学試験の定員を 74 名、総合型選抜入試及び各種の学校推薦型選抜の定員を 21 名とする。

(1)一般選抜

入学後に必要な基礎学力を有する生徒を選抜するために、個別学力検査と調査書によって多面的・総合的に評価します。後期日程では、個別学力検査で合否ラインの得点帯の受験生について、調査書に記載される主体性に関する情報を評価して、個別学力検査の得点に加点したうえで合否判定する。

一般選抜では、学力の3要素のうち、知識・技能、思考力・判断力・表現力に重点を置いて評価・判定する。

(2)共通テスト利用選抜

入学後に必要な基礎学力を有する生徒を選抜するために、大学入学共通テストの成績と調査書によって多面的・総合的に評価する。

共通テスト利用選抜では、学力の3要素のうち、知識・技能、思考力・判断力・表現力に重点を置いて評価・判定する。

(3)総合型選抜

社会学科への入学を強く希望し、社会学を学ぶことの意義について適切に理解し、かつ入学後に学士課程教育を受けるに必要な基礎学力を有している学生を、主として個別学力検査に基づいて、面接、志望理由書、調査書の内容、高等学校などでの活動・経験などを加味して選抜する。さらに、面接に基づいて、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性等」を評価する。

総合型選抜では、学力の3要素のうち、知識・技能、思考力・判断力・表現力に重点を置き、調査書に基づく知識・技能の評価を加味して多面的・総合的に評価・判定する。

(4)学校推薦型選抜（公募）

社会学科での学修に意欲を持つ者で、社会学を学ぶことの意義について適切に理解し、かつ入学後に学士課程教育を受けるに必要な基礎学力を有していると高等学校長などから推薦された者から、主として個別学力検査と面接に基づいて、志望理由書、調査書の内容、高等学校などでの活動・経験などを加味して学生を選抜する。個別学力検査では、英語を含めた資料読解力・理解力に基づいた資料小論文方式を実施する。

学校推薦型選抜（公募）では、学力の3要素のうち、知識・技能、思考力・表現力に重点を置き、調査書に基づく知識・技能の評価を加味して多面的・総合的に評価・判定する。

(5)学校推薦型選抜（指定校）

社会学科への入学を強く希望し、社会学を学ぶことの意義について適切に理解し、かつ入学後に学士課程教育を受けるに必要な基礎学力を有していると高等学校長などから推薦された者から、主として面接に基づいて、志望理由書、調査書の内容、高等学校などでの活動・経験などを加味して、学生を選抜する。

学校推薦型選抜（指定校）では、学力の3要素全てを同じ比重で評価し、調査書、推薦書の評価を加味して多面的・総合的に評価・判定する。

(6)学校推薦型選抜（附属校）

【専願】

志望理由書に基づいて社会学科で学修することの意義を理解し、強く入学を希望していることを確認したうえで、面接に基づいて主体性、多様な価値観に対する包容力及び相互理解を図る能力を評価する。

学校推薦型選抜（附属校・専願）では、学力の3要素全てを同等の比重で評価し、調査書、推薦書の評価を加味して多面的・総合的に評価・判定する。

【併願】

志望理由書に基づいて社会学科で学修することの意義を理解し、学習意欲があることを確認したうえで、面接に基づいて主体性、多様な価値観に対する包容力、及び相互理解を図る能力を評価する。

学校推薦型選抜（附属校・併願）では、学力の3要素全てを同等の比重で評価し、調査書、推薦書の評価を加味して多面的・総合的に評価・判定する。

(7)社会人選抜

社会学を学ぶことの意義について適切に理解し、かつ入学後に学士課程教育を受けるに必要な基礎学力を有している学生を、個別学力検査に基づいて、面接、志望理由書、調査書の内容、社会人としての活動・経験などを加味して選抜する。個別学力検査では、英語を含めた資料読解力・理解力に基づいた資料小論文方式を実施する。

社会学科では、入学年度4月1日現在において、満22歳に達し、次のいずれかに該当する志願者を「社会人選抜」の対象となる「社会人」と定義している。

- a. 高等学校または中等教育学校を卒業した者および入学年の3月卒業見込みの者
- b. 通常の過程による12年の学校教育を修了した者および入学年3月終了見込みの者
- c. 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および入学年3月31日までにこれに該当する見込みの者

また、社会人選抜の志願者は、出願時に通常の4年を修業年限とする場合と、5～8年を修業年限とする場合（長期履修学生制度）のいずれかを選択することができる。「長期履修学生制度」を選択した場合、履修登録した科目の単位分だけ授業料を支払う単位制授業料となる。こうした制度により仕事を続けながら学生生活を実現することができる。

※既修得単位の認定方法および認定の考え方

社会人入学生が、すでに大学等で修得している単位があり、単位認定の申し出があった場合には、可能な範囲で本学の単位として認定する。単位認定にあたっては、社会学科のカリキュラムにおける科目の範囲内で、その内容を照らし合わせて、合致するものを認定する。

なお、人文学部人間関係学科社会学専攻では、これまで社会人入学選抜による入学者からの単位認定の申し出はなかった。

(8) 帰国生選抜

帰国生選抜は、総合型選抜と同じ方式で評価・判定する。

(9) 外国人留学生選抜

日本留学試験の成績によって日本語運用能力を評価する。さらに面接によって、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等、及び日本語でのコミュニケーション能力等を評価したうえで、日本留学試験の成績と面接結果を同等の比重で評価・判定する。

(10) 編入学試験・学士入学試験

個別学力検査によって、主に第3学年次に修学するために必要な知識・技能及び思考力・判断力・表現力を評価する。さらに面接によって主体性等を評価したうえで、個別学力検査結果及び面接結果を同等の比重で評価・判定する。

10. 教員組織の編成の考え方

(教員組織編成の考え方)

社会学科は、多様な人々が存在し、激しく変動していく現代社会において、問題を発見し、人々や文化の多様性を理解し、社会調査による実証的方法に基づいて理論的に思考し、問題を解決に導くために社会を構想し提言する能力を携えて、異なる価値観や文化・属性を人々と共存していくために多様な社会・職業領域で活躍し、社会と関わり続けていく人材を養成することを目的とすることから、以下のような教員組織で編成する。

社会学科では、社会学教育に必要な専門的知識を確実に教授できる体制を取る。具体的には、カリキュラムにおいて社会学科教育の中心的柱として位置付けられている中核となる科目、すなわち、1年次必修科目の専門導入科目「社会学研究入門Ⅰ」「社会学研究入門Ⅱ」「社会学概論」「社会調査概論」「社会調査方法論」「社会学方法論」から専門教育へと繋げていく2年次必修科目「社会学理論」「社会学研究法」は全て専任教員が担当する。

上記の1年次必修科目では、専門科目といえども導入科目という側面ももっているために、社会学の基礎的な知識およびジェネリック・スキルを教授するという目的からも、可能な限り多くの専任教員が担当するという方針を取っている。そのため、「社会学概論」「社会学方法論」は単独の教員が担当することになっているが、「社会学研究入門Ⅰ」「社会学研究入門Ⅱ」では、それぞれ3名ずつの教員が15回のうち5コマずつ担当しながら、全クラスを巡回して教育するという方法をとる。また、「社会調査概論」と「社会調査方法論」は、社会調査士資格につながる科目であるので、社会調査担当の教員が対応する。

2年次必修科目となっている「社会学理論」に関しては、近年の新しい理論的動向を研究領域に取り入れている教員が担当し、社会学の理論的動向のアップデートを行いながら教授する体制をとる。「社会学研究法」は、卒業研究作成へ橋渡しするブリッジ科目という位置づけでもあり、社会学科のなかでもカリキュラム全般に配慮することが可能な、比較的教

育歴の長い専任教員が担当する。

また、社会学科の専任教員は12名であり、それぞれの研究分野は、「国際社会学」「ボーダー・スタディーズ」「エリア・スタディーズ」「現代社会論」「産業社会学」「犯罪社会学」「社会意識論」「感情社会学」「カルチュラル・スタディーズ」「文化社会学」「クィア・スタディーズ」「性現象論」「親密性の社会学」「アニメ社会学」「クール・ジャパン現象研究」「社会調査論」「伝統文化論」「宗教社会論」「マイグレーション・スタディーズ」「比較社会学」「社会問題の社会学」「労働社会学」等、多岐にわたっている。社会学の多様で幅広い領域や分野の知識・内容を教授するため、各教員の複数の専門分野に対応する形で、専門講義科目および専門演習を配置している。また、2年次から4年次までの学生が学年を横断して複数履修できる「専門演習科目」及び4年次に配当される必修科目「卒業研究」は専任教員全員が担当する。

社会調査士資格認定科目（社会調査関連科目及び「量的社会調査演習」「質的社会調査演習」）は全て専任教員が担当し、社会調査を主たる研究領域とする専任教員が社会調査教育・社会調査士資格認定に関わる中心的役割を果たす。

「社会学が蓄積してきた多様な概念や理論的枠組みについての基礎的な知識と理解」に基づいて、社会学の「多くの研究成果の直接・間接に触れ」[『参照基準』]ることによって社会学理解をより発展させていくために社会学文献購読演習、社会学英書購読演習は、社会学文献研究を主たる研究領域とする専任教員が担当する。

なお、『参照基準』で整理されている「社会を構成する諸領域」[I.1.(4).3)研究対象とする中心的な学問分野参照]に相当する科目は、社会の諸領域に関する科目群に合計29科目が配置されているが、うち21科目を十分な研究業績と一定の教育実績を有する専任教員が担当する。「社会を構成する諸領域」に相当する社会学という学問の性格上、多様多岐に渡っているため、残り8科目に関しては担当分野を研究領域とする非常勤講師の採用をもって、社会学研究分野の継続性を担保したい。

（教員組織の特色）

2021年度5月に公開された「日本社会学会理事会による代議員選挙におけるダイバーシティ配慮に関する参考情報」によれば、2019年12月31日時点の日本社会学会会員全体で「男性65.4%/女性34.5%/それ以外0.1%」、日本社会学会理事会で「男性88.5%/女性11.5%」であった。

本学社会学科専任教員(契約教員1名を含む)12名のジェンダー割合は、女性4名(33.3%)であり、男8名(66.6%)となる。2019年時点の日本社会学会のジェンダー割合と同程度であるといえる。

学位については、社会学科専任教員では、博士号取得者の割合は、12名中7名(うち1名はPh.D取得)となり、その他は修士学位取得者である。

社会学科開設年度には、教員については現任教員7名に2名の新規教員が加わることになっている。開設2年目にはさらに新任教員が2名加わり、3年目に新任契約教員1名が加

わる予定である。

社会学科専任教員 12 名の完成年度末の年齢構成については、70 代が 1 名、60 代が 6 名、50 代が 2 名、40 代が 2 名、30 代が 1 名という内訳になる。職位の構成については、教授 8 名、准教授 3 名、助教 1 名となる。

社会学科完成年度を迎える以前に、定年を迎える専任教員が 1 名いる。学校法人修道学園就業規則〔本則〕(大学部編)では 67 歳を定年としているが、学校法人修道学園教員再雇用規程(大学部編)の規定により、特任教員(2 年間)または嘱託教員(3 年間)としてその任期を延長することができ、「特別の事情があると認められる場合は、学長が理事長と協議のうえ別段の定めをすることができる。」とされている【資料 7】。また、完成年度以降に、60 歳代半ばを迎える教員が順次退職する予定であり、その補充に関しては退職する教員が担当してきた科目や研究領域を勘案しながら、経験豊富な教員と若い教員とをバランス良く採用し、学科の年齢層、職位に偏りが生じないように調整していく予定である。

1 1. 研究の実施についての考え方、体制、取組

研究は、教育とともに大学における基盤であり、教育は研究の上に成り立っているものとも考えられる。したがって、教育に対して十全に注力することは当然であるが、教育内容の改善や刷新には、教員は研究者として十分な研究能力を備えている必要があり、日常的に研究を実践していくためにも研究時間の確保、研究環境の整備は必須である。社会学科所属の専任教員は自ら研究遂行の努力をしていく必要があるが、社会学科としても、そうした各教員の研究実施が円滑に進展するよう支援体制を整えていく。

本学では、「交流研究会」実施が各学部予算として計上されており、これまでも学部学科専攻において、外部研究者を招聘して研究会を実施してきた。人間関係学科社会学専攻のときにも、多くの外部研究者を招聘し積極的に研究交流や研究の活性化を図ってきた実績があるが、こうした試みは、社会学科設置以降も活発に行っていくことで、学科の教員による研究を奨励・促進していく。また、こうした交流研究会では、教育方法・実践に関する研究成果の報告も行われることもあり、研究実施のみならず教育実践や教育研究においても機能している。

本学は、研究体制として派遣研究制度(長期及び短期)と特別研究制度を有している。派遣研究制度は、本学で 6 年以上勤務している 62 歳以下の専任教員が学術研究及び調査研究のために国外に派遣されるものである。特別研究制度は、教育研究の向上を目的として 62 歳以下の専任教員を対象に、一定期間学術研究及び調査研究に従事させる制度である。研究期間は、派遣研究と特別研究の期間を合わせて通算 2 年以内ということになっている。いずれにせよ、本学は、派遣研究と特別研究という制度の存在により、専任教員は研究に専念できる期間をもつことができる体制を作っている。

本学には、研究支援と地域貢献促進を目的とする「ひろしま未来協創センター」があり、そこでは様々な研究支援が行われている。本学独自の研究助成制度である「調査研究費」で

は、大学の建学の理念に沿った地域課題の解決及び地域活性化に関する研究等に研究費を助成するとともに、科学研究費助成事業の目的に合致する研究に助成している。ひろしま未来協創センターでは、6種類の研究紀要を刊行し、専任教員や非常勤教員の研究成果を公表の場を広く提供し、研究成果の発信に努めている。また、「学術選書」と「テキストシリーズ」という形で、研究成果の出版及び教育用テキスト出版の支援を行っている。また、教員向けには、科学研究費の採択に向けて、研修会等を開催することで、外部資金獲得に向けての支援もしている。

社会学科は、上述の学内における多様な研究支援を活用しながら、研究実践が教育にも積極的に、そして有機的に結びついていくように、各教員による研究を奨励していく。

1 2. 施設、設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

本学は、「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材」を養成するため、各学問分野の知識を収集・整理・理解し、自ら課題を発見し、課題の解決に取り組み、その成果を表現することができるとともに、主体性をもって多様な人々と協力して価値を創造できる教育を実現する環境を整備している。

同一敷地内に校舎、学生が休息その他に使用する空地、運動場を整備している。校地面積は338,875㎡であり、そのうち校舎敷地は37,146㎡、運動場用地は91,774㎡、学生が休息その他に使用する広場、駐車場、自然林などは209,955㎡と教育活動を実施するに十分な敷地を有している。校舎敷地には、講義棟、研究室棟、体育館、厚生施設棟、食堂棟など教育活動に必要なすべての施設を整備している。

授業及び課外活動に使用できる運動場用地は、第2グラウンド(28,505㎡)、第3グラウンド(32,470㎡)、第4グラウンド(修大球場)(12,900㎡)、プレイグラウンド(10,660㎡)、弓道場(770㎡)、ゴルフ練習場(2,262㎡)、屋内プール(1,033.2㎡)と充実している。令和5年度には、旧第1グラウンドと全天候テニスコートの機能をもつ新たなテニスコート(4,146.4㎡)を第3グラウンドに、バレーボールコート(1,292.0㎡)をプレイグラウンドに建設する。令和7年度には、新体育館(10,525.0㎡)を旧第1グラウンドに建設し、新たな学生活動拠点とする。新体育館には、メインアリーナ、サブアリーナに加え、スカッシュコートやボルダリングスペースを備えるトレーニングジムや各種学生生活動で利用できる会議室も設置する。

学生の休息スペースは、食堂棟(3,688.9㎡)、2号館の学生ラウンジ(189.0㎡)や修大フォーラムのコミュニケーションラウンジ(229.0㎡)、図書館1階のエントランスホール(724.0㎡)やコーヒーラウンジ(81.0㎡)、図書館閉館時にも使用できる自由閲覧室(219.0㎡)がある。協創館1階には、留学生と英語等で談話・交流するスペースとしてiCafe(84.2㎡)がある。3号館・図書館・協創館前の中庭にベンチなどを設け、学生が集う憩いの場を

設けている。修大フォーラム前の中庭、修大池のウッドデッキとともに、屋外でも学生が憩うことができる場として活用している。

イ 校舎等施設の整備計画

講義・ゼミナール用教室を設置する建物は、1号館(2,253.5㎡)、2号館(6,101.7㎡)、3号館(7,064.3㎡)、5号館(5,303.2㎡)、6号館(4,754.9㎡)、7号館(3,822.9㎡)、協創館(5,823.4㎡)、9号館(4,684.9㎡)である。これらの建物は、心理学科専用実験室等がある協創館4階、健康栄養学科専用実験実習室がある9号館1、3階、教育学科専用実習室がある9号館2階の一部を除き、すべての教室を全学共用で使用している。また、図書館1階には、授業外でも友人たちと議論しあいながら学びを深めることができるラーニング・commons(229.0㎡)が、3階にはグループ学習室5室(91.4㎡)がある。協創館1階にも、自習・グループ学習スペースとして、まなびcommons(372.4㎡)、まなびラボ(34.9㎡)がある。

6号館3、4階には、情報演習室14室(1,258.4㎡)を配置し、総数419台のパソコンを備えている。このパソコンには、統計ソフトSPSSやR、テキスト分析ソフトKH Coderをインストールしており、社会学科が目的とする「社会調査による実証的方法に基づいて論理的に思考」するための統計解析に活用できる。

また、社会学科の目的にある「人々や文化の多様性を理解し、異なる価値観や文化・属性を人々と共存していく」ため、異文化を理解したい学生が構えることなく日常的に留学生と交流・コミュニケーションがとれるよう、協創館1階の国際センターにiCafeを併設している。加えて、協創館地下1階には、地域社会と連携した教育活動を支援するひろしま未来協創センターがあり、社会調査等の地域社会をフィールドとする学生の活動を支援する。地域社会の方と学生たちが打ち合わせを行う場として、協創館地下1階には、ひろみらスタジオA(80.1㎡)、ひろみらスタジオB(82.8㎡)も備えている。

教員研究室は、3号館に8室(171.5㎡)、7号館に4室(88.0㎡)を整備しており、研究個室であることから教育活動における学生の個人情報等の情報管理の機密性は十分に確保している。

以上のように、人文学部社会学科の教育活動を支える施設・設備がすでに整っている。そのため、基本計画書の「経費の見積り」欄において、開設前年度の特別な設備購入費を計上せずとも、人文学部社会学科の教育活動に問題は生じない。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書整備の方針としては、現在の蔵書構成を確認した上で、教員が教育・研究に関する分野の蔵書を補充・選定するほかに、教員による学生のための選書制度、学生が選ぶ制度、図書館員による選書制度も利用し、活用される図書を選定していく。

令和4年度末現在、蔵書数は91万冊、視聴覚資料は24,000点である。このうち、社会学に関する図書は55,656冊(うち、外国図書9,841冊)、視聴覚資料は505点である。(さ

らに、社会学科カリキュラム関連図書は 28,076 冊（うち、外国図書 4,813 冊）、視聴覚資料は 1,088 点である。）

なお、基本計画書の「経費の見積り」欄において、社会学科にかかる開設前年度の図書購入費を計上していないが、既設の人文学部人間関係学科にかかる費用によって予定数の図書等を揃えることができるため、問題は生じない。

本学で利用可能な電子情報の種類としては、データベース、電子ジャーナル、電子ブックがある。また、書誌データベースと電子ジャーナルをリンクするリンクナビゲーションシステムである SFX を導入し、検索を簡易にしている。さらに、学外からも電子資料にアクセスできるリモートアクセス（VPN 接続）装置並びに学認も導入することで、24 時間利用できる情報環境を提供している。特に、科学、社会科学、芸術、人文分野において影響力・信頼性の高い 21,000 誌以上のジャーナルと 20 万以上の国際会議録を含む、世界の代表的なデータベースである Web of Science、1450 年から 1914 年までの経済史・経営史・社会思想史を中心とする社会科学関係の書籍 61,000 点以上、および同年代に創刊された定期刊行物およそ 445 点を収録した、フルテキスト検索が可能な一大データベースである The Making of the Modern World、植民地期朝鮮の総督府資料から朝鮮引揚同胞世話会等戦後の引揚・在外資産関係資料が閲覧可能な「友邦文庫」、地方自治総合研究所の諸活動の成果物が閲覧可能な「地方自治関係資料」、明治 8 年の大審院判例から今日までに公表された判例や行政機関などの審決・採決を検索可能な「LEX/DB インターネット」等、各時代の社会現象・背景・法令・判例等幅広い視点から社会学の研究・教育にアプローチできるデータベースを導入しており、第一線の研究・教育を支える体制としている。

雑誌については、令和 4 年 3 月末現在で 11,429 誌を所蔵している。紙媒体で継続購入中の雑誌は 681 誌であり、うち 267 誌が外国雑誌である。このうち、社会学に関する雑誌は 46 誌あり、うち 13 誌が外国雑誌である。平成 11 年度より外国雑誌の多くは、電子ジャーナルへの切り替えを行っており、紙媒体で購入している雑誌は少ない。

本学図書館は平成 15 年 3 月に増改築を終え、地下 1 階、地上 3 階建てとして平成 15 年 4 月に開館した。なお、この建物は、平成 16 年度の第 20 回日本図書館協会建築賞を受賞している。延床面積は 11,700 m²で、積層書庫 3 層を備え、120 万冊を収納することができる。1 階（M2 階）にはライブラリーホール（100 席）があり、文献検索ガイダンス等、各種の催しに対応できるようマルチメディア機器を備えている。平成 25 年 4 月に開設したラーニング・commons では、グループ学習を可能としている。また、図書館自習室には無線 LAN が配備され、個人学習用のキャレルを配している。2 階のゲート内には、貸出、返却、レファレンスカウンター、自動貸出装置、フリーパソコン、新聞閲覧席、参考図書類、雑誌書架、閲覧席、マイクロ資料室（貴重書庫を含む）を設け、AV コーナーでは、個人用、複数人用のビデオ鑑賞用ブース及びリスニング・ブースがあり、自由に利用することができる。3 階には、図書書架を広く配し、閲覧席を設けている。館内資料を使ってグループで学習するためのグループ学習室（30 席）、パソコンを備えた個人用研究個室（15 席）も設置し、座卓・座椅子を用意した畳コーナーも設けている。館内の閲覧用の座席は、922 席（うち 8 席

は障がい者対応仕様)で、これは現行学生収容定員 5,862 名の 15.7%に当たる。

情報環境としては、1階 (M2階) の図書館自習室、エントランスホール、3階の閲覧室、グループ学習室、研究個室等には情報コンセントを設けている。また、館内の閲覧室に無線 LAN を配備することにより、パソコンから無線 LAN 経由でプリンタを選択して出力できるオンデマンドプリンタを 2 台準備している。パソコンはラーニング・コモンズに 32 台、ライブラリーホールに 31 台、OPAC 検索用に 18 台、研究個室に 15 台、グループ学習室に 5 台、その他外部データベース接続等の多目的用としてフリーパソコンコーナーに 31 台設置している。

令和 4 年度の図書館職員の構成は、館長 1 名 (教員)、職員 21 名で、このうち 14 名が司書資格を有している。また、学生との協働活動は平成 21 年度から開始し、「図書館ピア・サポーター」として活動を行っている。開館日数は、土曜日、日曜日も開館することで、令和 2 年度は 256 日、令和 3 年度は 281 日開館している。

本学図書館における国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムの種類としては、NII (国立情報学研究所) NACSIS-CAT、NACSIS-ILL を通じた他大学との相互利用がある。電子ジャーナルや国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス等の導入により、10 年前には年間 700 件近くあった他大学への文献複写依頼数が、令和 4 年度は 232 件と減少していることから、多くの資料を本学で直接入手することができるようになったと言える。一方、学外からの文献複写依頼は、303 件となっている。

1 3. 管理運営及び事務組織

(1) 全学の管理運営体制

本学の管理運営に関わる会議体としては、学則及び関連規程に基づいて、大学運営会議、大学評議会、学部教授会、その他の各種委員会が設置されている。以下に、その概要を示す。

1) 大学運営会議

本学の管理運営について審議する機関であり、毎週開催される。学長、副学長、学部長、学長室長、学生センター長、教学センター長、事務局長、総務部長、財務部長、総合企画課長、その他学長が必要と認めた者によって構成される。審議事項は、(1) 大学評議会審議事項の原案、(2) 危機管理に関する事項、(3) 内部質保証推進に関する事項、(4) 運営・教育・研究等に関する事項、(5) その他学長が必要と認める重要事項であり、(4) について具体的には、①教学マネジメントに関する事項、②ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントに関する事項、③施設の管理運営及び省エネルギー活動に関する事項、④個人情報保護に関する事項、⑤情報セキュリティに関する事項、⑥情報公表に関する事項、⑦人権問題に関する事項、⑧教職員表彰に関する事項、⑨奨学資金に関する事項、⑩各規程において、大学運営会議で審議することとなっている事項を

審議する。学長は、次に述べる大学評議会の審議事項以外の事項については、その審議結果を慎重に参酌してこれを決定する。

2) 大学評議会

大学評議会は毎月1回開催している。必要であれば臨時に開催することがある。構成メンバーは、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、各学部の教員各1名、学長室長、学生センター長、教学センター長、キャリアセンター長、図書館長、ひろしま未来協創センター長、入学センター長、情報センター長、国際センター長、学習支援センター長、事務局長、総務部長、財務部長であり、学内の全組織の代表者で構成されている。審議事項は、①学則その他重要規則の制定及び改廃に関する事項、②大学の事業計画に関する重要事項、③内部質保証に関する重要事項、④教育研究組織に関する重要事項、⑤教育課程に関する重要事項、⑥教員人事・教員組織に関する重要事項、⑦学生の受入れに関する重要事項、⑧教育・研究環境及び施設に関する重要事項、⑨社会連携・社会貢献に関する重要事項、⑩国際交流に関する重要事項、⑪予算編成・執行に関する重要事項、⑫その他全学に関する重要事項で学長が必要と認める事項、である。学長はこれらの事項についての審議結果を慎重に参酌して、これを決定する。大学評議会の決定事項等については、グループウェアを利用して議事録を掲載しているほか、各学部教授会の報告事項として教員に、運営連絡会の報告事項として職員に周知している。

3) 学部教授会

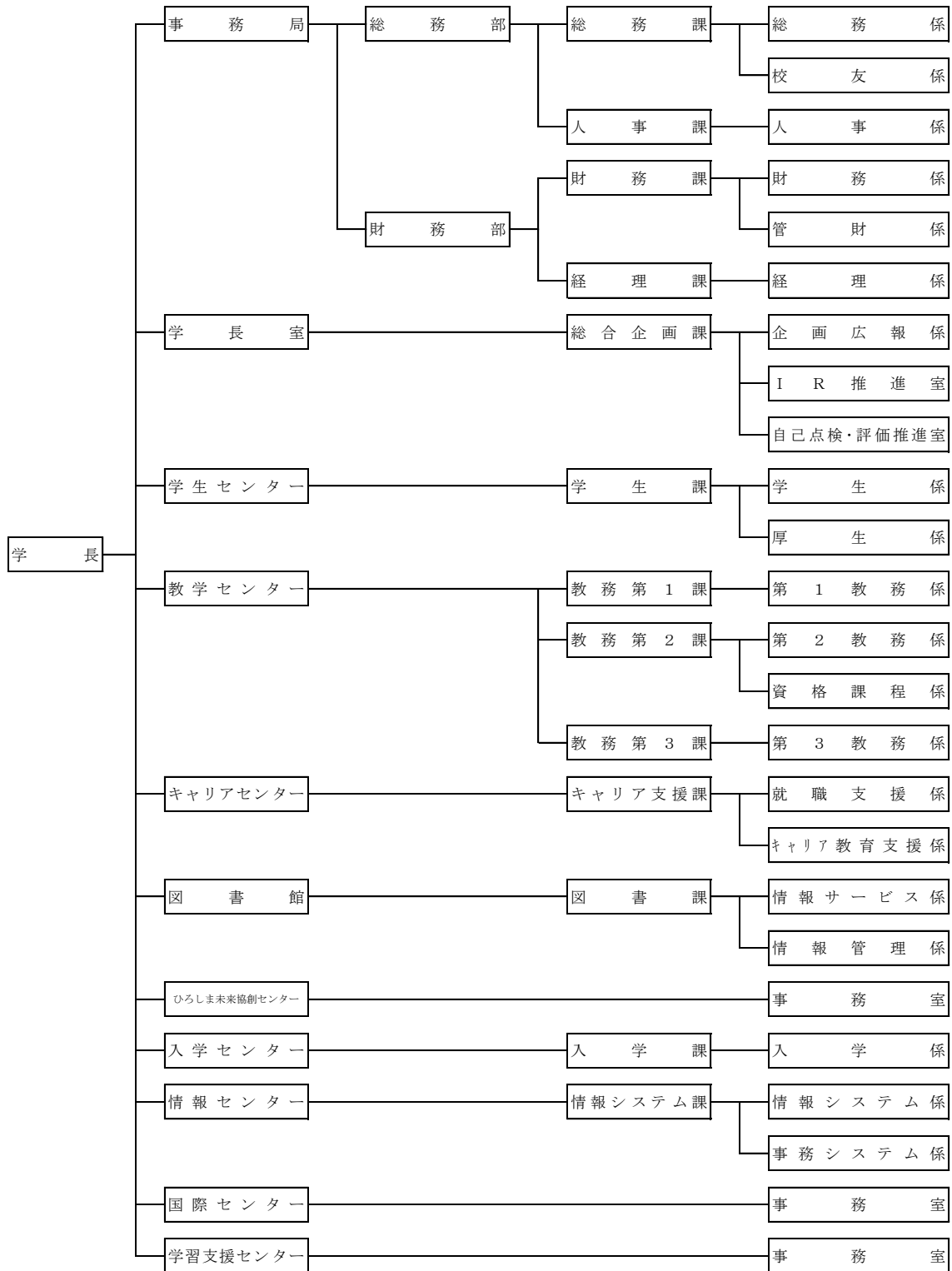
教授会は、当該学部所属の専任教員(契約教員を除く)をもって構成される。審議事項は学部の教育研究に関する事項である、①学部の学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学部の学生への学位授与に関する事項、③学部の教育研究に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項、④学部長候補者及び各種委員の選考に関する事項、⑤学部の教員人事に関する事項、⑥学部の教育研究計画に関する事項、⑦学部の学生の身分に関する事項、⑧学部の学生の厚生助育に関する事項、⑨学部の学生の賞罰に関する事項、⑩その他学部の教育研究に関する重要事項で学部長が必要と認めた事項、である。学長はこれらの事項についての審議結果を慎重に参酌して、これを決定する。

4) 各種委員会

以上のほか、本学には、予算編成、建設及び整備に関わる予算・建設委員会、入学試験に関する企画並びに円滑な実施を目的とする入学試験委員会、教員の新規採用と昇任、及び契約教員の契約更新に関わる教員推薦委員会等、必要な領域毎に課題解決に向けた方策を企画立案し、学部間の調整を図るために設置された全学的な委員会がある。これらの委員会では、学長のガバナンスの下、適切に管理運営されている。

5) 事務組織体制

事務組織体制（2022年度）



6) 学生の厚生補導を行うための組織

厚生補導を行うための組織については、「修学支援」に全面的ないし部分的に対応しているのが、学習支援センター、国際センター、ひろしま未来協創センター、教学センターである。主として「生活支援」に対応しているのが、学生センターである。また、主として「進路支援」に対応しているのがキャリアセンターである。以下、それぞれの支援分野ごとに具体的な取り組みを記述する。

(2) 人文学部（社会学科所属）の管理運営体制

人文学部にはその管理運営を目的として、教授会、教務委員会、賞罰委員会、及び自己点検・評価委員会を設置する。さらに、全学の種々の委員会に出席する委員を選出して、全学レベルの動向との調整を行うことによって、領域毎に適切な管理運営を行う。以下では、人文学部の教授会、教務委員会、及び賞罰委員会について記述する。

1) 人文学部教授会

人文学部には、広島修道大学学則第 41 条に基づき、教授会を設置する。その構成員は、広島修道大学学部教授会規程に従い、人文学部所属の専任教員（契約教員を除く）とする。

人文学部教授会の審議事項は、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学生への学位授与に関する事項、③教育に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項、④学部長候補者及び各種委員の選考に関する事項、⑤教員人事に関する事項、⑥教育研究計画に関する事項、⑦学生の身分に関する事項、⑧学生の厚生助育に関する事項、⑨学生の賞罰に関する事項、⑩その他教育に関する重要事項で学部長が必要と認めた事項、である。

人文学部教授会の開催・議決等はすべて、広島修道大学学部教授会規程に従う。すなわち、学部長は原則として毎月 1 回の定例教授会、及び必要と認めるときには臨時教授会を招集し、構成員の 3 分の 2 以上の出席によって教授会を開き、出席者の過半数の可否によって議決する。

2) 人文学部教務委員会

人文学部には、主に人文学部の教育課程と授業科目に関する事項を協議するために、人文学部教務委員会を設置する。その構成員は、広島修道大学役職設置規程に基づいて選任された学部教務主任、各学科から選出された学部教務委員、及び学部担当教学センター職員とする。

3) 人文学部学生賞罰委員会

人文学部には、広島修道大学学生賞罰委員会規程に従い、人文学部学生賞罰委員会を設置する。その構成員は、学部長、教務主任、学部長が委嘱する教員 2 名とする。人文学部学生賞罰委員会の審議事項は、人文学部学生の表彰及び懲戒に関する事項である。

14. 自己点検・評価

(1) 実施方法、実施体制

本学は、「広島修道大学学則」第1条の2に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め、全学的観点から自己点検・評価を行うため広島修道大学自己点検・評価委員会（以下「大学自己点検・評価委員会」）を設置している。大学自己点検・評価委員会は、学長が指名する副学長を委員長とし、各学部長、各大学院研究科長、教職課程委員会委員長、学長室長及び事務局長から構成されている。また、大学自己点検・評価委員会には、各学部・研究科・事務局等の自己点検・評価を行うために部局等に自己点検・評価委員会（以下「部局等自己点検・評価委員会」）を置いている。

本学の自己点検・評価は、事業計画の達成状況及び作成した点検・評価項目別指標に沿って実施している。短期的には単年度ごとに、中期的には認証評価に伴う7年のサイクルで実施し、単年度の自己点検・評価については、学長の指示により、大学自己点検・評価委員会が主体的な自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめを行っている。

(2) 点検・評価項目

大学自己点検・評価委員会及び部局等自己点検・評価委員会の点検・評価項目は、各組織の自己点検・評価規程において、大学基準協会が示す点検・評価項目に従い、以下のよう
に審議事項として定めている。

①理念・目的に関すること、②内部質保証に関すること、③教育研究組織に関すること、④教育課程・学習成果に関すること、⑤学生の受け入れに関すること、⑥教員・教員組織に関すること、⑦学生支援に関すること、⑧教育研究等環境に関すること、⑨社会連携・社会貢献に関すること、⑩大学運営・財務に関すること、⑪その他自己点検・評価に必要な事項

(3) 第三者による検証

「広島修道大学大学自己点検・評価規程」第11条に「委員会は、委員長が委嘱した外部委員に点検・評価を依頼し、その結果を委員会の審議に反映するものとする。」と定め、客観的な視点による点検・評価を実施するため、毎年度外部評価委員を委嘱し多面的な検証を受けている。

また、本学では7年のサイクルで大学基準協会の第三者認証評価を受け、これまで、平成16年度、平成23年度及び平成30年度に適合と判定されている。

(4) 結果の活用・公表

大学自己点検・評価委員会は点検・評価の結果を自己点検・評価報告書として取りまとめ、内部質保証の推進組織である大学運営会議へ報告している。大学運営会議は、大学自

己点検・評価委員会の結果報告の内容を踏まえ、改善が必要である場合は当該部局等への改善指示や、事業計画の策定・見直しをしている。

認証評価結果及び単年度ごとの自己点検・評価報告書は、大学 Web サイトで公表している。

(5) 教員レベルの自己点検・評価

以上の自己点検・評価とともに、教員個人の諸活動に関する自己点検・評価として、各教員が教育、研究、大学運営、社会貢献の領域ごとに、前年度の目標に対する成果に関して自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。自己評価は領域ごとに得点化されたのちに「教員活動状況評価表」として提出され、学長、副学長、及び学部長による評価・調整を経て、最終的な評価点が各教員にフィードバックされている。この際には、領域ごとの学部平均点と全学平均点も開示し、改善・向上を促している。

15. 情報の公表

本学は、広島修道大学学則第1条の3第2項の規定に基づき、「広島修道大学情報公表規程」で教育研究活動等の状況についての情報公表に関して必要な事項を定めている。情報公表は、本学の活動に関する社会的説明責任を果たし、かつ透明性の高い教育研究及び運営を実現し、教職員による自律的な教育研究及び運営の質の向上に資することを目的としている。公表の方法としては、刊行物（例：本学広報誌「TRUTH」）、WEB サイトやその他の手段により、広く社会に公表している。

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること

（教育研究上の目的と教育方針（3つのポリシー））

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html>

TOP ページ> 大学について> 教育研究上の目的と教育方針（3つのポリシー）

イ 教育研究上の基本組織に関すること

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/organization.html>

TOP ページ> 大学について> 組織

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

（教員組織、教員の数）

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/number.html>

TOP ページ> 大学について> 情報公表> 学生数・教職員数（教職員数等）

(各教員が有する学位及び業績)

<https://www.shudo-u.ac.jp/research/kyouindb.html>

TOP ページ>研究>教員一覧・教員データベース

エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
(入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数)

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/number.html>

TOP ページ>大学について>情報公表>学生数・教職員数(入学者数等・在籍学生数等)

(進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況)

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html>

TOP ページ>大学について>情報公表>教育情報(就職・進学・資格)

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html>

TOP ページ>大学について>情報公表>教育情報(授業)、(カリキュラムガイド)

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/education.html>

TOP ページ>大学について>情報公表>教育情報(学生が修得すべき知識および能力)、(卒業・修了・学位)、(学修評価)

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/land.html>

TOP ページ>大学について>情報公表>土地・建物・設備

ク 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/gakuhi/index.html>

TOP ページ>大学について>学費・諸納付金

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kouhyou/studentssupport.html>

TOP ページ>大学について>情報公表>学生支援

コ その他

(学則等各種諸規程)

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/kitei/index.html>

TOP ページ>大学について>学則・諸規程

(設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等調査書)

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/mext.html>

TOP ページ>大学について>内部質保証>文部科学省への申請書類

(自己点検・評価報告書)

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/index.html>

TOP ページ>大学について>内部質保証 (自己点検・評価)

(認証評価結果)

<https://www.shudo-u.ac.jp/information/quality/evaluation.html>

TOP ページ>大学について>内部質保証>大学評価

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) 全学的な FD・SD の取り組み

本学の FD・SD の取り組みとして、①学内の各種研修の実施、②日本私立大学連盟をはじめとする各種の FD・SD 研修への派遣、③その他の取り組みがある。学内の各種研修については、広島修道大学 FD・SD 規程に従い、大学運営会議において全学を対象とした FD・SD 研修会を計画し、年2回を目処に実施している。全学 FD・SD 研修会の位置付けとして2011年度より実施している「修道力フォーラム」は、学部・研究科の FD 推進事例や教員の先進的な改善事例などテーマを設定し、本学の状況や課題を全教職員が相互共有することにより、内部質保証、改善活動に結びつけている。この他、着任1～5年目の若手教職員を対象に、大学での教育活動における課題を検証・改善し、組織的に教育力を高めることを目的とした教育力アップセミナーや、学習支援センター主催の初年次教育セミナーを実施している。

全学的な FD 活動の一環としては、教員個々の授業方法の改善のための公開授業を実施している。年2回、一定期間を設けて、授業を公開し、他の教職員が授業を参観し、参観報告書を提出することによって、当該授業の改善を促している。また、各教員は各授業期の全科目を対象として学生に授業アンケートを実施することとなっており、その結果については、科目群別及び履修者規模別の平均値と合わせて、各教員にフィードバックするとともに、学部、学科、グループ等の組織的 point 検・評価に使用している。

全学的 SD については、各部局による研修に加え、職員の自己啓発・能力開発を促して、

職業能力・資質を向上させることを目的として、研修経費を補助する自主研修制度を設けている。また、職員間のメンター・メンティの育成を通じた職場の活性化を図る B・S・P（ブラザー・シスター・プログラム）なども行っている。研修活動は、毎年度、事務職員による『事務研修』として発行・報告している。

(2) 人文学部の FD の取り組み

本学では、各学部・研究科の単位ごとに FD 推進委員会を設置している。FD 推進委員会では以下の事項について、組織的な研修及び研究を行っている。

①カリキュラム・授業科目の構成について、②授業科目のシラバス・授業計画の内容について、③授業の方法について、④履修指導について、⑤厳正で客観的な成績評価方法について、⑥成績評価結果の告知方法について、⑦進級制度及び進級認定について、⑧最終試験及び卒業認定について、⑨授業アンケートについて、⑩その他必要な事項について

学部の FD 研修は前期と後期に各 1 回ずつ実施し、授業の内容及び方法の向上・改善に努めている。

17. 社会的・職業的自立に関する指導及び体制

本学では、全学共通科目のなかに「自己実現に向けた人生の道りを展望し、その一過程としての就業やそれを通じた社会との関わり の意義について学ぶ」キャリアデザイン科目を設けている。キャリアデザイン科目には、「大学生活とキャリア」「インターンシップ入門」「キャリアビジョンとキャリア形成」「広島 の事業承継を学ぶ」という科目が含まれている。

- ① 「大学生活とキャリア」：本学の 4 年間のキャリア教育の目的及び到達目標について理解を深め、自分らしい豊かな、または幸福なキャリア（人生）を形成するために、自己を理解するとともに、大学生活の 4 年間の意義及び重要性を考察する。さらにキャリアにおける有形資産と無形資産について考察する。
- ② 「インターンシップ入門」：様々な目的をもったインターンシップを選択するにあたって情報入手の方法などを考察する。また、インターンシップの実習先の企業から実習生を受け入れる目的、役割、期待について解説する。さらにインターンシップを体験した先輩からインターンシップの参加意義や目的を学ぶと同時に、インターンシップの意義や目的、選択方法についても学ぶ。
- ③ 履修生は歴史上の人物や著名人のキャリア（人生）について、自伝等を熟読し、研究対象の人物のキャリア（人生）を分析する。また、キャリア（人生）をテーマに社会人インタビューを行い、インタビューの内容を分析する。経営者の仕事観及び人生観、さらに先達者の様々な体験や社会の学びなどを通して、今後の大学生活の過ごし方やキャリア（人生）に問題意識をもち、人生 100 年時代のキャリアビジョンを考察する。
- ④ 「広島 の事業承継を学ぶ」：広島県の事業承継に課する課題について問題意識を持ち、

後継者問題が日本経済を支える高い技術力の承継及び雇用創出などを含め地域経済に多大な影響を及ぼすことを学ぶ。また、事業承継に関わっておられる企業人や実際に承諾や創業をされた経営者の方々をお招きし、広島で実績を挙げておられる優れた経営者と直接接触する機会を設け、卒業直後のキャリア（人生）だけでなく10～20年先のキャリア（人生）を考察する契機をつくり、ワーク・キャリアの選択肢を広げる機会にする。

人文学部総合科目のなかには、「社会文化体験演習」「海外体験演習」「ボランティア論」を配置している。これらの科目では、狭くは広島という地域、広くは海外の非営利組織や企業等での実地体験や学習をとおして、社会的な課題について取り組む方法を学び、具体的な活動の実践を実際に経験して、課題の解決法を模索する授業を提供する。

- ① 「ボランティア論」：ボランティア活動やNPO（非営利組織）といった市民活動は社会の中でどのような位置を占め、それはどのような役割をもち、どんな価値を生み出すのか、社会の担い手は市民一人ひとりであるという気づきをもたらし、豊かな生き方にも通じるボランティアについて解説する。
- ② 「社会文化体験演習」：この科目は、国際理解分野及び地域理解分野の企業・団体等に学生を派遣するものである。国際理解分野では、広島という地域社会における国際交流のあり方を理解するため、非営利組織・企業等での活動を体験しつつ、学びを深める。地域理解分野では、広島という地域をよりよく理解するため、伝統的な活動の一端を学ぶとともに実地体験する。
- ③ 「海外体験演習」：国外に拠点を置き活動を展開する非営利組織・団体等に学生を派遣する授業である。事前に本学で一定程度の学習をしたうえで、国外の組織等に赴き、現地の環境の中で、様々な活動に参加することで、体験的に学びを深める。同時に、生きた語学の習得も目指すことになる。帰国後は、現地での活動を振り返り、成果をまとめ、発表を行う。

社会学科の授業科目「社会学研究法」は2年次後期に配当される基幹科目であると同時に4年次に履修する卒業研究に向けてのブリッジ科目でもある。この科目は社会学的な知をどのように創造していくかに関する方法の修得を目指しているが、同時に卒業研究の研究テーマが卒業後の進路や生活に活用できることを目指して、「生活」「仕事」「働き方」などを自ら構想する際に、社会学的な視角や方法論がいかに活用できるかを考えることをもう一つの目的としている。このような科目を通して、大学において修得した知識や技能、思考力・判断力・表現力を社会生活で活用し、社会的・職業的自立を達成できる力を涵養していく。

授業科目の「マスメディア論Ⅰ・Ⅱ」「ジャーナリズム論Ⅰ・Ⅱ」「社会安全政策論」「社会構想と公共政策」はいずれも「社会構想に関する科目」に位置づけられ、教員として実務家教員が担当する。マスメディア論とジャーナリズム論は、メディア業界で仕事をしている

記者が担当し、「社会安全政策論」は広島県警の協力のもとで開講されている授業で現役の警察職が実務家教員として教育にあたる。また、「社会構想と公共政策」の授業は、広島を基盤とする企業で活躍する職業人が、各業界や職場における様々な課題やテーマについての内容を教授する科目となっている。こうした実務家による授業をとおして、学生は現実の社会問題や社会的課題について理解するとともに、そうした問題や課題への取り組みについて自ら考察し、解決法を模索し、見いだすことができるようになる。

設置の趣旨等を記載した書類

添付資料 目次

資料1 ……養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性

資料2 ……社会学科主専攻科目・学年カリキュラム図

資料3 ……社会学科履修モデル

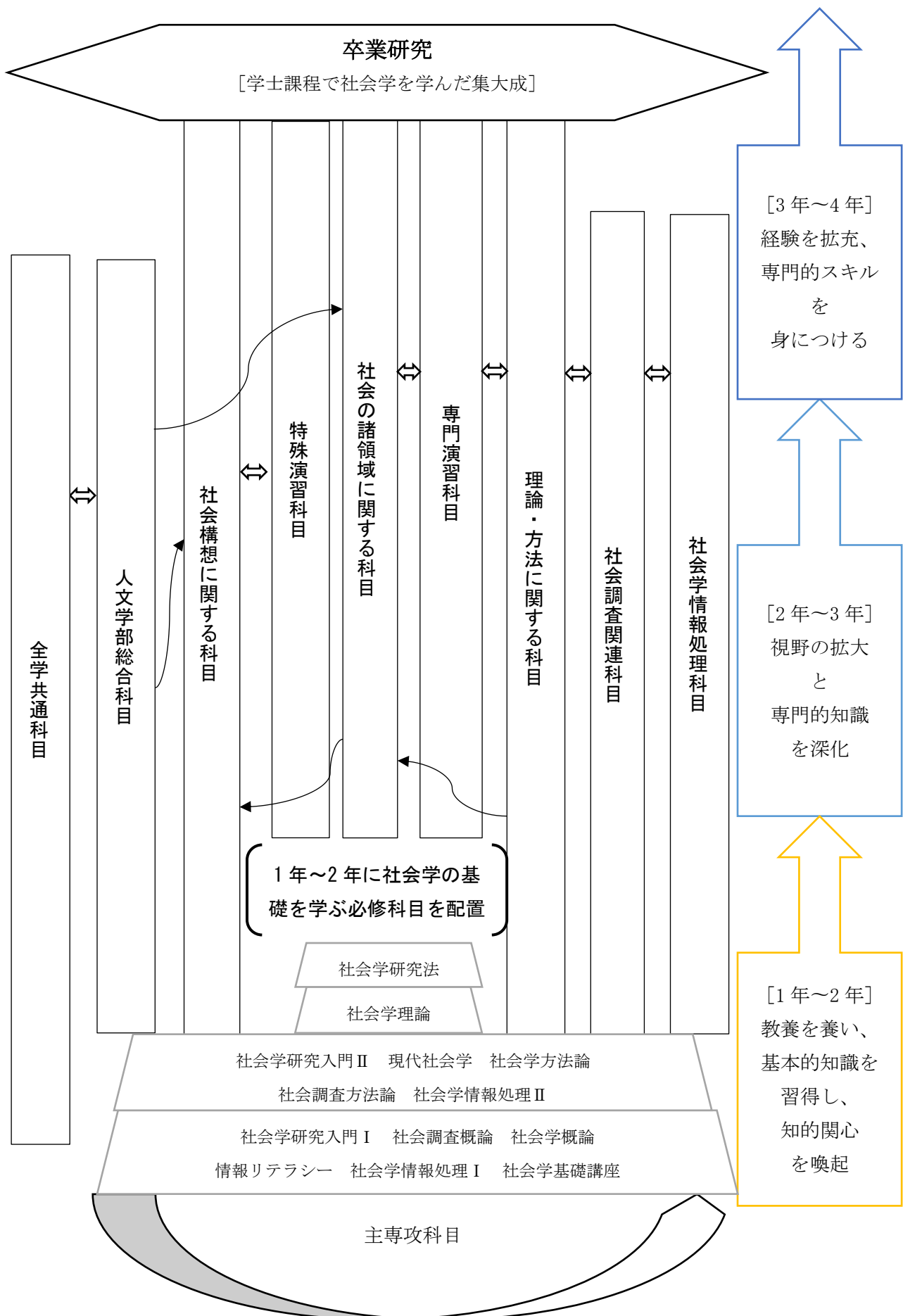
資料4 ……教育実習受入予定校一覧及び受入承諾書

資料5 ……インターンシップ実習先一覧

資料6 ……海外セミナー一覧

資料7 ……学校法人修道学園教員再雇用規程（大学部編）

養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性



■養成する人材像とディプロマ・ポリシーとの相関

社会学科は、社会学の視点から、社会に生起する問題を解決に導くために「社会を構想し提言する」能力を携えて、自身と異なる価値観や文化・属性を有する人々と共存していくために社会と関わり続けていく人材を育成していくことを目的としている。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、現代社会の課題を発見・理解・解決する能力の養成、コミュニケーション能力の育成をとおして、学生一人ひとりが「地球的視野を持って、地域社会の発展に貢献できる人材」となり、かつ個性的、自律的な人間となることができるよう、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「協創力（主体性をもって多様な人々と協力し、学び合い、新たな価値を創造する意欲と実行力）」の3点を身につけるべき学士力として明示している。

■ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの相関

社会学科は、自ら問題や課題を見出し、その解決に向けて人々の文化や多様性を理解し、実証的方法に基づいて論理的に思考し、異なる価値観や文化・属性をもつ人々との共存のための社会を構想できる能力を備えた人材を育成するために、「基礎から発展へ」「視野の拡大」「経験の拡充」の三点をカリキュラム・ポリシーとして明示している。以下に、ディプロマ・ポリシーにおける三つの項目と、カリキュラム・ポリシーにおける三つの項目の相関に関して説明する。

▶「知識・技能」/「基礎から発展へ」

初年次から全学共通科目と主専攻科目（人文学部総合科目群・社会学専門科目群）を置き、学生が「教養を養い、基本的知識を習得し、知的関心を喚起」することを図る。そして、主専攻科目の「社会学基礎講座」「社会学研究入門Ⅰ」「社会調査概論」「社会学概論」「情報リテラシー」「社会学情報処理Ⅰ」を1年生前期の必修科目として、また「社会学研究入門Ⅱ」「現代社会学」「社会学方法論」「社会調査方法論」「社会学情報処理Ⅱ」を1年生後期の必修科目として、さらに「社会学理論」を2年生前期の必修科目として、「社会学研究法」を2年生後期の必修科目として、それぞれ基礎から発展へと学修できるよう配置する。また、社会調査関連科目は社会学情報処理科目と専門講義科目・専門演習科目と連動し、専門講義科目（社会の諸領域に関する科目・理論・方法に関する科目）は専門演習科目と連動し、多様な講義科目は専門演習科目と連動することで、社会学の専門知識・技能を基礎から発展へと深化させる。こうした基礎から発展への学修プロセスを経て、学生は、社会学の知識に基づく視角・方法・理論の成り立ちと現代的展開を修得し、実社会における現象や問題・課題について、社会学的に理解・分析し、自身の考えを表現する技能を身につけていく。

▶「思考力・判断力・表現力」/「視野の拡大」

広い視野を有する人間性を涵養するために、全学共通科目だけでなく、学問領域を横断しながら「人間とは何か」を探究する人文学領域の科目を中心として構成された人文学部総合科目を主専攻科目として配置する。また、社会学専門科目に「社会構想に関する科目群」「社会の諸領域に関する科目群」を設け、幅広く多様な視角・方法・理論を修得する科目を配置する。これらの科目を学ぶことを通じて、学生は、自ら社会的な課題を発見し、社会問題の解決に取り組み、その成果を表現するために必要な社会学的思考力・判断力・コミュニケーション能力を身につけることで、視野を拡げ、専門的知識を深化していく。

▶「協創力」／「経験の拡充」

実社会で主体性をもって多様な人々と協力し新たな価値を創造するために、人文学部総合科目には、「ボランティア論」「社会体験演習」「海外体験演習」等を配置し、社会学専門科目には、社会構想に関する科目と連動したと特殊演習科目「応用社会学特殊演習」「マスメディア論特殊演習」「ジャーナリズム論特殊演習」「社会安全政策論特殊演習」を配置する。これらの科目を修得することを通じて、学生は、自ら身につけた社会学的知識を多様な科学や学問に照らしつつ、主体性をもって多様な人々と協力することで、自身の経験を拡充し、2年生から4年生まで複数履修可能な専門演習科目などで学び合い、「卒業研究」に取り組むことによって専門的スキルを修得し、新たな価値を創造する意欲と実行力を身につけていく。

■カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーとの相関

社会学科は、高等学校卒業程度の学力、すなわち入学後に学士課程教育を受けるに必要な学力を有し、次のような人を広く国内外から受け入れるために、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性等」を有するという三点をアドミッション・ポリシーとして明示する。以下に、カリキュラム・ポリシーにおける三つの項目と、アドミッション・ポリシーにおける三つの項目との相関について説明する。

▶「基礎から発展へ」／「知識・技能」

社会学科で学ぶ分野に関連する教科・科目（高等学校における英語・国語・社会科・数学など）に関する学力・技能を有し、社会の構造、社会に生きる人々の意識や価値観を理解し、社会におけるさまざまな現象や問題・課題について理解・分析し、自身の考えを表現し、他者と議論する際に基礎となる能力を有する人。

▶「視野の拡大」／「思考力・判断力・表現力」

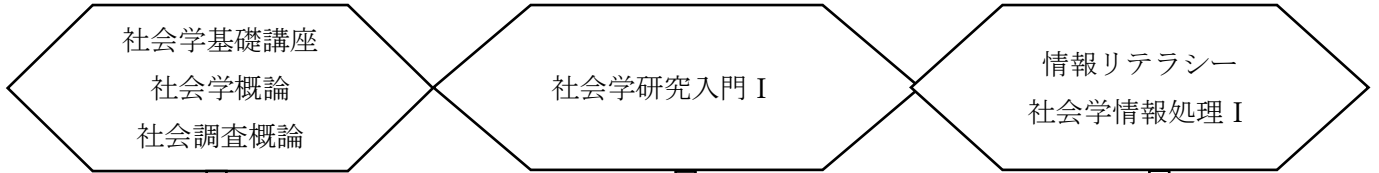
広い視野を有する人間性を涵養するために、学問領域を横断しながら「人間とは何か」を探究する意志を持ち、自ら社会的な課題や問題を発見し、その解決に取り組み、成果を社会において表現するのに必要な社会学的思考力・判断力・表現力を修得することに意欲がある人。

▶「経験の拡充」／「主体性等」

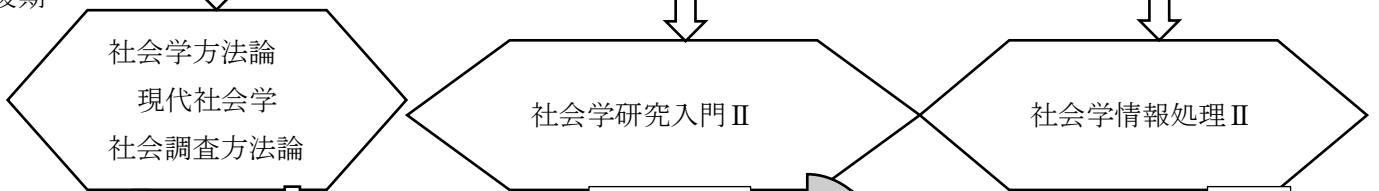
実社会で主体性をもって多様な人々と協力し新たな価値を創造することに関心を持ち、多様な価値観をもつ他者に対して理解しようとする態度を備え、主体性をもって多様な人々と学びあい、相互理解を図っていこうとする意欲がある人。

社会学科主専攻科目・学年カリキュラム図

1年次
前期



後期



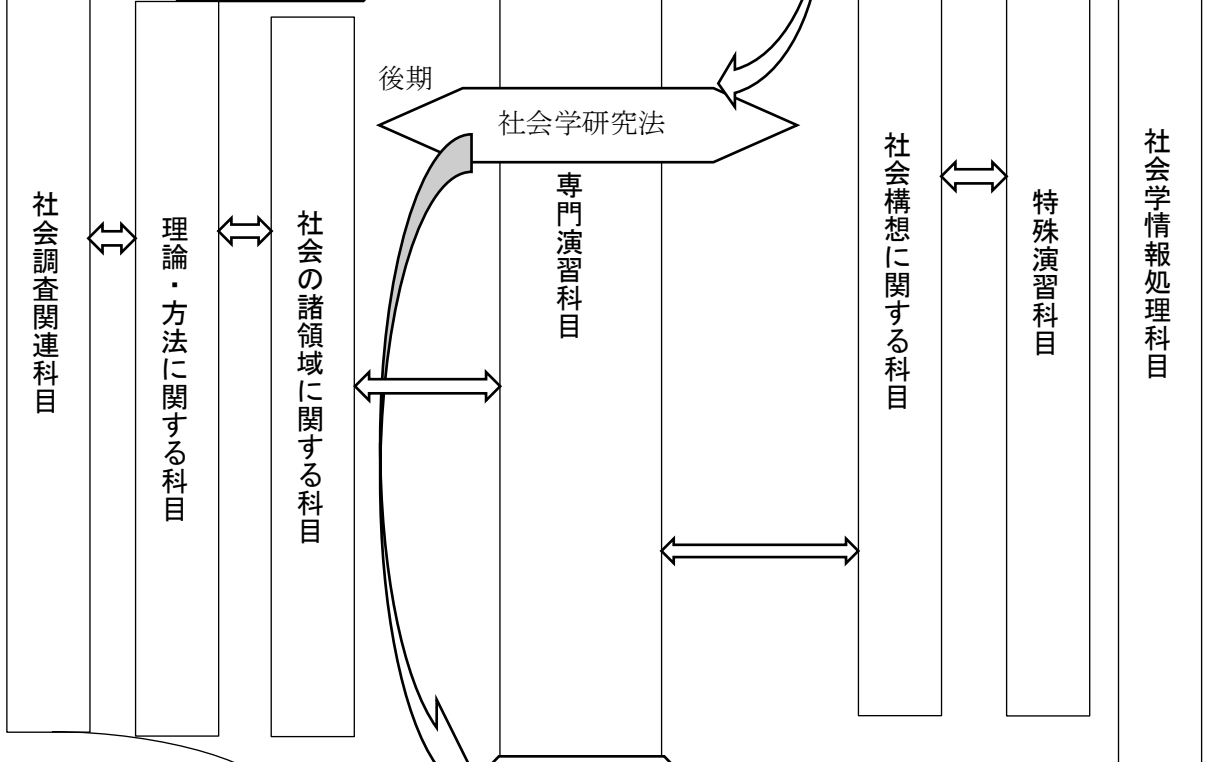
2年次

前期



3年次

後期



4年次

卒業研究

資料3 人文学部社会学科履修モデル

年次	期	全学共通科目		主専攻科目													
				人文学部総合科目		社会学専門科目										社会学情報処理科目	
						専門講義科目				演習科目							
						理論・方法に関する科目		社会の諸領域に関する科目		社会構想に関する科目		社会調査関連科目		専門演習科目			特殊演習科目
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
1年	前期	①広島修道大学と広島	1	ヒロシマ文化論Ⅰ	2	①社会学基礎講座	1	社会安全政策論	2	社会調査概論	2				情報リテラシー	2	
		英語Ⅰ（リーディング・ライティング）	1			社会学研究入門Ⅰ	2								社会学情報処理Ⅰ	2	
		ドイツ語Ⅰ	1			社会学概論	2										
		社会学	2														
	文化人類学	2															
	後期	英語Ⅱ（リーディング・ライティング）	1	現代社会学	2	社会学研究入門Ⅱ	2	社会構想と公共政策	2	社会調査方法論	2				社会学情報処理Ⅱ	2	
		ドイツ語Ⅱ	1	ヒロシマ文化論Ⅱ	2	社会学方法論	2										
		社会学のものの見方と考え方	2														
心理学		2															
③大学生活とキャリア	1																
2年	前期	①留学スタートアップ	1	日本文化史Ⅰ	2	社会学理論	2	親密性の社会学	2	社会調査論Ⅰ（資料・データ分析）	2	感情社会学演習（ジェンダーとアイデンティティ）	2	応用社会学特殊演習	2	社会学情報処理特殊講義Ⅲ	2
						感情社会学	2	社会問題の社会学	2			親密性の社会学演習（親密性とジェンダー）	2				
	後期	日本近世文学	2	日本文化史Ⅱ	2	社会学研究法	2	労働社会学	2	社会調査論Ⅱ（統計学）	2	労働社会学演習（仕事とジェンダー）	2	社会安全政策論特殊演習	2		
	芸術文化学	2	女の人間学	2			感情労働論	2		質的社会調査法	2						
3年	前期			ジェンダー論	2	コミュニケーション論	2	性現象論	2					①社会学文献講読演習Ⅰ	2		
						比較社会学	2	音楽社会学	2					②社会学文献講読演習Ⅱ	2		
	後期	江戸時代の装飾	2			応用社会学	2	産業社会学	2								
								クールジャパン現象研究	2					感情労働論演習（対人労働のスキル）	2		
								クエア・スタディーズ	2					③社会学文献講読演習Ⅲ	2		
													④社会学文献講読演習Ⅳ	2			
4年	前期																
	後期													（通）卒業研究	4		

資料4 教育実習受入予定校一覧及び受入承諾書

附属学校

学校名	郵便番号	住所	受入れ可能 人数等
広島修道大学附属ひろしま協創中学校・高等学校	733-0822	広島県広島市西区井口四丁目6番18号	1

広島市立中学校

学校名	郵便番号	住所	受入れ可能 人数等
広島市立幟町中学校	730-0014	広島県広島市中区上幟町6番29号	1
広島市立吉島中学校	730-0822	広島県広島市中区吉島東三丁目1番1号	1
広島市立国泰寺中学校	730-0042	広島県広島市中区国泰寺町一丁目1番41号	1
広島市立江波中学校	730-0831	広島県広島市中区江波西一丁目1番13号	1
広島市立温品中学校	732-0033	広島県広島市東区温品八丁目5番1号	1
広島市立戸坂中学校	732-0012	広島県広島市東区戸坂新町三丁目1番1号	1
広島市立牛田中学校	732-0068	広島県広島市東区牛田新町一丁目14番1号	1
広島市立二葉中学校	732-0052	広島県広島市東区光町二丁目15番8号	1
広島市立福木中学校	732-0031	広島県広島市東区馬木九丁目1番5号	1
広島市立早稲田中学校	732-0062	広島県広島市東区牛田早稲田四丁目15番1号	1
広島市立大州中学校	732-0802	広島県広島市南区大州五丁目10番4号	1
広島市立段原中学校	734-0037	広島県広島市南区霞一丁目3番30号	1
広島市立翠町中学校	734-0005	広島県広島市南区翠四丁目15番1号	1
広島市立仁保中学校	734-0026	広島県広島市南区仁保一丁目56番1号	1
広島市立楠那中学校	734-0032	広島県広島市南区楠那町4番1号	1
広島市立宇品中学校	734-0003	広島県広島市南区宇品東五丁目1番51号	1
広島市立似島中学校	734-0017	広島県広島市南区似島町南風泊2250	1
広島市立似島学園中学校	734-0017	広島県広島市南区似島町長谷1487	1
広島市立中広中学校	733-0012	広島県広島市西区中広町三丁目1番41号	1
広島市立観音中学校	733-0035	広島県広島市西区南観音三丁目4番6号	1
広島市立己斐中学校	733-0815	広島県広島市西区己斐上三丁目35番1号	1
広島市立庚午中学校	733-0822	広島県広島市西区庚午中四丁目12番48号	1
広島市立井口中学校	733-0841	広島県広島市西区井口明神二丁目12番1号	1
広島市立古田中学校	733-0874	広島県広島市西区古江西町27番1号	1
広島市立己斐上中学校	733-0815	広島県広島市西区己斐上六丁目452-4	1
広島市立井口台中学校	733-0844	広島県広島市西区井口台四丁目2番1号	1
広島市立城南中学校	731-0102	広島県広島市安佐南区川内六丁目8番1号	1
広島市立安佐中学校	731-0124	広島県広島市安佐南区大町東四丁目1番6号	1
広島市立安西中学校	731-0142	広島県広島市安佐南区高取南三丁目27番1号	1
広島市立祇園中学校	731-0138	広島県広島市安佐南区祇園五丁目39番1号	1
広島市立祇園東中学校	731-0113	広島県広島市安佐南区西原七丁目16番1号	1
広島市立戸山中学校	731-3271	広島県広島市安佐南区沼田町大字阿戸3725	1
広島市立伴中学校	731-3165	広島県広島市安佐南区伴中央一丁目7番1号	1
広島市立安佐南中学校	731-0125	広島県広島市安佐南区大町西二丁目35番1号	1
広島市立長束中学校	731-0136	広島県広島市安佐南区長束西一丁目26番2号	1
広島市立高取北中学校	731-0144	広島県広島市安佐南区高取北三丁目19番1号	1
広島市立城山北中学校	731-0101	広島県広島市安佐南区八木五丁目34番1号	1
広島市立東原中学校	731-0112	広島県広島市安佐南区東原三丁目8番1号	1
広島市立大塚中学校	731-3167	広島県広島市安佐南区大塚西六丁目3番1号	1
広島市立白木中学校	739-1411	広島県広島市安佐北区白木町大字市川1428	1
広島市立高陽中学校	739-1751	広島県広島市安佐北区深川六丁目22番6号	1

広島市立落合中学校	739-1741	広島県広島市安佐北区真亀二丁目1番1号	1
広島市立可部中学校	731-0221	広島県広島市安佐北区可部七丁目2番1号	1
広島市立亀山中学校	731-0232	広島県広島市安佐北区亀山南三丁目28番1号	1
広島市立清和中学校	731-1142	広島県広島市安佐北区安佐町大字飯室3737	1
広島市立日浦中学校	731-3361	広島県広島市安佐北区あさひが丘七丁目20番1号	1
広島市立亀崎中学校	739-1742	広島県広島市安佐北区亀崎四丁目1番1号	1
広島市立三入中学校	731-0212	広島県広島市安佐北区三入東一丁目7番1号	1
広島市立口田中学校	739-1733	広島県広島市安佐北区口田南九丁目13番1号	1
広島市立瀬野川中学校	739-0321	広島県広島市安芸区中野四丁目24番1号	1
広島市立阿戸中学校	731-4231	広島県広島市安芸区阿戸町2847	1
広島市立船越中学校	736-0081	広島県広島市安芸区船越六丁目44番1号	1
広島市立矢野中学校	736-0083	広島県広島市安芸区矢野東二丁目16番1号	1
広島市立瀬野川東中学校	739-0321	広島県広島市安芸区中野七丁目29番1号	1
広島市立三和中学校	731-5106	広島県広島市佐伯区利松三丁目10番1号	1
広島市立五日市観音中学校	731-5142	広島県広島市佐伯区坪井3-88	1
広島市立五月が丘中学校	731-5101	広島県広島市佐伯区五月が丘二丁目23番1号	1
広島市立美鈴が丘中学校	731-5112	広島県広島市佐伯区美鈴が丘南一丁目12番1号	1
広島市立五日市中学校	731-5128	広島県広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号	1
広島市立五日市南中学校	731-5135	広島県広島市佐伯区海老園四丁目2番21号	1
広島市立城山中学校	731-5155	広島県広島市佐伯区城山二丁目17番1号	1
広島市立湯来中学校	738-0601	広島県広島市佐伯区湯来町大字和田112	1
広島市立砂谷中学校	738-0513	広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷5番1号	1
合計		63校	

広島市立高等学校

学校名	郵便番号	住所	受入れ可能 人数等
広島市立基町高等学校	730-0005	広島県広島市中区西白鳥町25番1号	1
広島市立舟入高等学校	730-0847	広島県広島市中区舟入南一丁目4番4号	1
広島市立広島みらい創生高等学校	730-0051	広島県広島市中区大手町四丁目4番4号	1
広島市立広島商業高等学校	732-0068	広島県広島市東区牛田新町一丁目1番1号	1
広島市立広島工業高等学校	734-0025	広島県広島市南区東本浦町1番18号	1
広島市立沼田高等学校	731-3164	広島県広島市安佐南区伴東六丁目1番1号	1
広島市立美鈴が丘高等学校	731-5113	広島県広島市佐伯区美鈴が丘緑二丁目13番1号	1
合計		7校	

広島市立中等教育学校

学校名	郵便番号	住所	受入れ可能 人数等
広島市立広島中等教育学校	731-0212	広島県広島市安佐北区三入東一丁目14番1号	1
合計		1校	

広島県立中学校

学校名	郵便番号	住所	受入れ可能 人数等
広島県立広島中学校	739-2125	広島県東広島市高屋町中島31番地7	1
広島県立広島叡智学園中学校	725-0303	広島県豊田郡大崎上島町大串3137-2	1
広島県立三次中学校	728-0017	広島県三次市南畑敷町155	1
合計		3校	

広島県立高等学校

学校名	郵便番号	住所	受入れ可能 人数等
広島県立安芸高等学校	732-0032	広島県広島市東区上温品四丁目65-1	1
広島県立安芸南高等学校	736-0085	広島県広島市安芸区矢野西二丁目15-1	1
広島県立五日市高等学校	731-5157	広島県広島市佐伯区観音台三丁目15-1	1
広島県立可部高等学校	731-0222	広島県広島市安佐北区可部東四丁目27-1	1
広島県立祇園北高等学校	731-0138	広島市安佐南区祇園八丁目25番1号	1
広島県立高陽高等学校	739-1741	広島県広島市安佐北区真亀三丁目22番1号	1
広島県立高陽東高等学校	739-1732	広島県広島市安佐北区落合南八丁目12番1号	1
広島県立広島井口高等学校	733-0841	広島県広島市西区井口明神二丁目11番1号	1
広島県立広島観音高等学校	733-0034	広島県広島市西区南観音町4-10	1
広島県立広島国泰寺高等学校	730-0042	広島県広島市中区国泰寺町一丁目2-49	1
広島県立広島皆実高等学校	734-0001	広島県広島市南区出汐二丁目4-76	1
広島県立安古市高等学校	731-0152	広島県広島市安佐南区毘沙門台三丁目3-1	1
広島県立安西高等学校	731-0142	広島県広島市安佐南区高取南二丁目52-1	1
広島県立湯来南高等学校	738-0513	広島県広島市佐伯区湯来町伏谷1198	1
広島県立広島工業高等学校	734-0001	広島県広島市南区出汐二丁目4-75	1
広島県立広島商業高等学校	730-0847	広島県広島市中区舟入南六丁目7-11	1
広島県立芦品まなび学園高等学校	729-3101	広島県福山市新市町戸手1330番地	1
広島県立神辺高等学校	720-2123	広島県福山市神辺町川北375-1	1
広島県立神辺旭高等学校	720-2126	広島県福山市神辺町徳田75-1	1
広島県立沼南高等学校	720-0403	広島県福山市沼隈町下山南4	1
広島県立大門高等学校	721-0913	広島県福山市幕山台三丁目1-1	1
広島県立戸手高等学校	729-3102	広島県福山市新市町相方200	1
広島県立東高等学校	720-0082	広島県福山市木の庄町六丁目11-2	1
広島県立福山葦陽高等学校	720-0083	広島県福山市久松台三丁目1番1号	1
広島県立福山工業高等学校	720-0815	広島県福山市野上町三丁目9番2号	1
広島県立福山商業高等学校	720-0832	広島県福山市水呑町3535	1
広島県立福山誠之館高等学校	720-0082	広島県福山市木の庄町六丁目11-1	1
広島県立福山明王台高等学校	720-8502	広島県福山市明王台二丁目4-1	1
広島県立松永高等学校	729-0112	広島県福山市神村町113	1
広島県立呉三津田高等学校	737-0814	広島県呉市山手一丁目5番1号	1
広島県立呉宮原高等学校	737-0024	広島県呉市宮原三丁目1番1号	1
広島県立広高等学校	737-0141	広島県呉市広大新開三丁目6番44号	1
広島県立呉昭和高等学校	737-0905	広島県呉市焼山町山の神	1
広島県立呉工業高等学校	737-0001	広島県呉市阿賀北二丁目10-1	1
広島県立呉商業高等学校	737-0112	広島県呉市広古新聞四丁目1-1	1
広島県立音戸高等学校	737-1204	広島県呉市音戸町北隠渡一丁目1-1	1
広島県立賀茂高等学校	739-0043	広島県東広島市西条西本町16-22	1
広島県立賀茂北高等学校	739-2311	広島県東広島市豊栄町乃美632	1
広島県立黒瀬高等学校	739-2622	広島県東広島市黒瀬町乃美尾10001番	1
広島県立河内高等学校	739-2202	広島県東広島市河内町下河内10194-2	1

広島県立西条農業高等学校	739-0046	広島県東広島市鏡山三丁目16-1	1
広島県立豊田高等学校	739-2405	広島県東広島市安芸津町小松原1202-4	1
広島県立広島高等学校	739-2125	広島県東広島市高屋町中島31-7	1
広島県立尾道東高等学校	722-0043	広島県尾道市東久保町12-1	1
広島県立尾道北高等学校	722-0046	広島県尾道市長江三丁目7番1号	1
広島県立尾道商業高等学校	722-0002	広島県尾道市古浜町20-1	1
広島県立御調高等学校	722-0341	広島県尾道市御調町神204-2	1
広島県立因島高等学校	722-2194	広島県尾道市因島重井町5574	1
広島県立瀬戸田高等学校	722-2417	広島県尾道市瀬戸田町名荷1110-2	1
広島県立廿日市高等学校	738-0004	広島県廿日市市桜尾三丁目3番1号	1
広島県立廿日市西高等学校	738-0055	広島県廿日市市阿品台西6-1	1
広島県立佐伯高等学校	738-0222	広島県廿日市市津田850	1
広島県立宮島工業高等学校	739-0425	広島県廿日市市物見西二丁目6-1	1
広島県立三原高等学校	723-0016	広島県三原市宮沖四丁目11-1	1
広島県立三原東高等学校	723-0003	広島県三原市中之町二丁目7番1号	1
広島県立総合技術高等学校	729-0417	広島県三原市本郷南五丁目25番1号	1
広島県立三次高等学校	728-0017	広島県三次市南畑敷町155	1
広島県立三次青陵高等学校	729-6211	広島県三次市大田幸町10656	1
広島県立日彰館高等学校	729-4211	広島県三次市吉舎町吉舎293-2	1
広島県立府中高等学校	726-0032	広島県府中市出口町898	1
広島県立府中東高等学校	726-0021	広島県府中市土生町399-1	1
広島県立上下高等学校	729-3431	広島県府中市上下町上下566	1
広島県立庄原格致高等学校	727-0021	広島県庄原市三日市町515	1
広島県立庄原実業高等学校	727-0013	広島県庄原市西本町一丁目24-34	1
広島県立東城高等学校	729-5125	広島県庄原市東城町川西476-2	1
広島県立西城紫水高等学校	729-5731	広島県庄原市西城町西城345	1
広島県立吉田高等学校	731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田719-3	1
広島県立向原高等学校	739-1201	広島県安芸高田市向原町坂丸山10006-1	1
広島県立竹原高等学校	725-0021	広島県竹原市竹原町3444-1	1
広島県立忠海高等学校	729-2314	広島県竹原市忠海床浦四丁目4-1	1
広島県立大竹高等学校	739-0614	広島県大竹市白石一丁目3-1	1
広島県立大柿高等学校	737-2213	広島県江田島市大柿町大原1118-1	1
広島県立安芸府中高等学校	735-0004	広島県安芸郡府中町山田五丁目1-1	1
広島県立海田高等学校	736-0051	広島県安芸郡海田町つくも町1番60	1
広島県立熊野高等学校	731-4223	広島県安芸郡熊野町川角五丁目9番1号	1
広島県立加計高等学校	731-3501	広島県山県郡安芸太田町加計3780-1	1
広島県立加計高等学校芸北分校	731-2323	広島県山県郡北広島町川小田10075-15	1
広島県立千代田高等学校	731-1503	広島県山県郡北広島町有間600-1	1
広島県立大崎海星高等学校	725-0301	広島県豊田郡大崎上島町中野3989-1	1
広島県立広島叡智学園高等学校	725-0303	広島県豊田郡大崎上島町大串3137-2	1
広島県立世羅高等学校	722-1193	広島県世羅郡世羅町本郷870	1
広島県立油木高等学校	720-1812	広島県神石郡神石高原町油木乙1965	1
合計		82校	

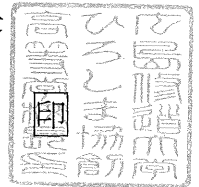
承 諾 書

令和 5 年 / 月 26 日

広島修道大学学長
矢野 泉 殿

広島修道大学附属ひろしま協創
中学校・高等学校長

白岩 博明



広島修道大学人文学部社会学科の教職課程認定の上は、教育実習校として広島修道大学附属ひろしま協創中学校・高等学校を利用することを承諾します。

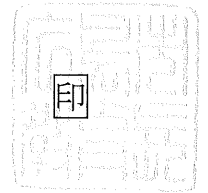
承 諾 書

令和 5 年 2 月 3 日

広島修道大学学長
矢野 泉 殿

広島市教育長

糸山 隆



広島修道大学人文学部社会学科の教職課程認定の上は、教育実習校として、広島市立中学校、広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校を利用することを承諾します。

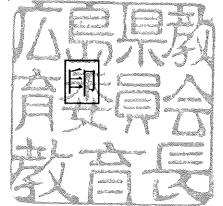
承 諾 書

令和 5 年 2 月 6 日

広島修道大学学長
矢野 泉 殿

広島県教育委員会教育長

平川 理恵



広島修道大学人文学部社会学科の教職課程認定の上は、教育実習校として、
広島県立中学校及び広島県立高等学校を利用することを承諾します。

インターンシップ実習先一覧

	実習施設名	所在地	派遣人数
福祉領域			
1	社会福祉法人 藤田長生会 神田山長生園	広島市東区牛田新町1-18-1	1
2	社会福祉法人 慈光会 石内慈光園	広島市佐伯区五日市町石内6405-1	2
3	社会福祉法人 もみじ福祉会 もみじ作業所	広島市中区吉島西2丁目1番24号	1~2
4	おりづる作業所	広島市西区観音新町3丁目9-6	1~2
5	株式会社ILC I.L.C.ひろしま 児童デイサービスクローバー	広島市中区東平塚町3-10	1
6	特定非営利活動法人 エス・アイ・エヌ 集いの場あゆみ	広島市中区住吉町10番2号 正岡ビル 102	3
7	一般社団法人 Happy Life サポートきらり	広島市西区天満町9-12 隆文堂ビル1F	2~3
国際協力領域			
8	広島修道大学国際センター	広島市安佐南区大塚東1-1-1	2
9	特定非営利活動法人 ワールド・フレンドシップ・センター	広島市西区東観音町8-10	2
10	株式会社 アビリティ・インタービジネス・ソリューションズ	広島市中区東平塚町1-14 大興平塚ビル3階	2
11	国際協力ボランティアNGO DAREDEMO HERO	兵庫県西宮市下大市東町6番11-302号	5~10
地域理解領域			
12	ぎやらりい宮郷	廿日市市宮島町幸町東表476 町屋通り	1
13	カイハラ産業株式会社 本社工場	福山市新市町常1450	1
14	カイハラ産業株式会社 吉舎工場	三次市吉舎町矢井10428-1	1

海外セミナー一覧

派遣施設(海外協定校)名	所在地	派遣期間	受入れ可能人数
カンタベリー・クライスト・チャーチ大学	イギリス・カンタベリー	6週間	10
		12週間	10
ポートランド州立大学	アメリカ・オレゴン州ポートランド	3週間	制限なし
アリゾナ州立大学	アメリカ・アリゾナ州テンピ	3週間	10
バレンシアカレッジ	アメリカ・フロリダ州オーランド	6カ月間	制限なし
ハワイ大学マノア校	アメリカ・ハワイ州ホノルル	3週間	30
アシャッフエンブルク応用科学大学	ドイツ・アシャッフエンブルク	4週間	10
リヨンカトリック大学	フランス・リヨン	3週間	10
サラマンカ大学	スペイン・サラマンカ	4週間	10
クライストチャーチ工科大学	ニュージーランド・クライストチャーチ	6週間	制限なし
		①6カ月間 ②12カ月間	20 ※①・②合わせて
北京語言大学	中国・北京	4週間	制限なし
啓明大学校	韓国・大邱	3週間	50
仁川大学校	韓国・仁川	2週間	14
RMIT大学ベトナム	ベトナム・ホーチミン	10週間	10
		5カ月間	3

資料7 学校法人修道学園教員再雇用規程（大学部編）

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人修道学園就業規則〔本則〕（大学部編）（以下「就業規則」という。）第13条の規定に基づき、広島修道大学（以下「本学」という。）の教員の再雇用に関する必要事項を定める。

（再雇用）

第2条 就業規則第12条の規定に基づき定年退職する教員（学校法人修道学園教職員選任定年に関する規程（大学部編）に定める選任定年退職者を除く。）のうち、退職前に本学大学院の研究指導教員又は学部、学科、大学院等の新增設に伴う専任教員であった者については、審査のうえ契約期間を定めて再雇用することができる。

2 再雇用される教員（以下「再雇用教員」という。）の職種及び契約期間は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）大学院及び学部の教育・研究及び運営に従事する特任教員 2年

（2）大学院及び学部の教育・研究並びに大学院の運営に従事する嘱託教員 3年

3 前項に定める職種は、再雇用を希望する教員が選択できるものとし、再雇用決定後は変更できない。

（再雇用希望の手続）

第3条 再雇用を希望する教員は、定年の前年度の5月末日までに所定の再雇用希望書を提出しなければならない。

（採用）

第4条 再雇用教員の採用は所定の手続を経て、希望者のうちから選考し、学長の推薦により、理事会の議を経て理事長が決定する。

2 前項に規定する再雇用教員の選考基準は、別に定める。

（休職）

第5条 再雇用教員が次の各号の一に該当するときは休職を命ずる。ただし、契約期間の満了等契約関係が終了する場合はこの限りではない。

（1）業務外の傷病による欠勤日数が連続して20日を超えたとき。

（2）刑事事件に関し起訴され、勤務させることが適当でないとき。

（3）前各号のほか、特別の事情により休職させることが適当と認めるとき。

2 前項第1号において、定年退職時に就業規則第6条第1号に該当する連続した欠勤日数がある場合には、再雇用後の欠勤日数と通算し、通算した欠勤日数が前項第1号で定めた20日以前に90日を超えた場合には、その時点から休職を命じる。

(休職期間)

第6条 前条第1項各号の休職期間は、次のとおりとする。ただし、契約期間の満了等契約関係が終了する場合はこの限りではない。

- (1) 前条第1項第1号の場合 2ヵ月以内
- (2) 前条第1項第2号の場合 その事件が裁判所に係属する期間
- (3) 前条第1項第3号の場合 相当と認めた期間

2 前項第1号に該当する者が、復職しても連続して20日以上勤務することなく再び欠勤したときは、その間の出勤日数については、復職前の休職日数に通算する。

3 第1項第1号に該当する者が、復職しても復職の日から6ヵ月以内に同一又は類似の傷病で再度欠勤した場合は、復職前の休職期間の範囲内で休職を命ずることができる。

4 第1項第1号に該当する者が、復職しようとする時期が、学期途中にあたり授業が担当できないとき、傷病等の状況を総合的に判断して、休職期間を次の学期の開始日まで1ヵ月単位で延伸することがある。

(休職者の身分)

第7条 休職者については、再雇用教員としての身分を保有するものとするが、職務に従事させない。ただし、契約期間の満了等契約関係が終了する場合はこの限りではない。

(復職)

第8条 休職した再雇用教員が次の各号の一に該当するときは復職させる。ただし、契約期間の満了等契約関係が終了する場合はこの限りではない。

- (1) 第5条第1項第1号による休職は、第6条第1項第1号に定める休職期間の満了時までに、休職事由が消滅したと認めたとき。
- (2) 第5条第1項第2号による休職は、判決が確定し就業させることが相当と認められたとき。
- (3) 第5条第1項第3号による休職は、第6条第1項第3号に定める相当と認められた休職期間の満了時までに、当該休職事由が消滅したと認められたとき。

2 前項第1号の復職について、心の健康問題（メンタルヘルス）により休職した者については、別に定める。ただし、契約期間の満了等契約関係が終了する場合はこの限りではない。

(退職)

第9条 再雇用教員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 前条第1項第1号及び第3号による復職が認められなかったとき。
- (3) 期間を定めて雇い入れた者の契約期間が満了したとき。
- (4) 退職を願い出たとき。

2 前項第4号により退職しようとする場合は、少なくとも退職希望日の14日前までに退職願を提出しなければならない。

(職務内容)

第10条 特任教員の職務は、期間の定めのない専任教員と同様とする。

2 嘱託教員は、所属研究科委員会の構成員となり、その職務は学部運営に関するものを除き特任教員に準ずるものとする。ただし、担当する授業科目は学部週4時間(2コマ)を含む週8時間(4コマ)を基本とする。

(給与等)

第11条 特任教員の給与及び学校法人修道学園給与規程(大学部編)(以下「給与規程」という。)の適用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 俸給 給与規程別表第2大学部教員俸給表5級13号俸。ただし、定年退職時の俸給が5級13号俸を下回っている場合は、定年退職時の俸給。
- (2) 諸手当 期間の定めのない専任教員に準ずる。給与規程の第3条から第7条まで、第17条から第37条まで、第42条、第44条、第46条から第49条まで、第52条及び第56条から第61条までの規定を適用する。

2 嘱託教員の給与及び給与規程の適用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 俸給 年額600万円を年12回に分けて支給。
- (2) 諸手当 通勤手当、増担手当、チューター手当及び入試手当。給与規程の第3条から第7条まで、第17条、第31条から第37条まで、第48条(増担手当、チューター手当及び入試手当のみ)、第49条、第52条及び第56条から第61条までの規定を適用する。

(期末手当の支給要件)

第12条 期末手当は、6月1日、12月1日及び3月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特任教員に支給する。

2 基準日前1月以内に退職又は解雇(懲戒解雇者を除く。)した特任教員についても前項と同じ扱いをする。

3 基準日に在職する特任教員のうち、次の各号に掲げる者には支給しない。

- (1) 第5条第1項第2号に規定する休職者
- (2) 第5条第1項第3号に規定する休職者のうち無給のもの
(休職者の期末手当)

第13条 休職者（第5条第1項第2号に規定する休職者及び第3号に規定する休職者のうち無給の休職者を除く。）の期末手当については、休職期間の2分の1を在職期間より差し引き、給与規程の別表第12に定める支給率に別表第10の休職給率を準用した休職給率を乗じて支給する。

(勤勉手当の支給要件)

第14条 勤勉手当は、6月1日、12月1日及び3月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、勤務成績が良好な特任教員に支給する。

2 基準日前1月以内に退職又は解雇（懲戒解雇者を除く。）した特任教員についても前項と同じ扱いをする。

3 基準日に在職する特任教員のうち、第5条に規定する休職者には支給しない。

(業務外の傷病による欠勤中の者の給与)

第15条 業務外の負傷又は疾病（通勤災害を除く。）により欠勤した者の給与（期末・勤勉手当を除く。）については、欠勤第1日目から20日間は給与の100分の100を支給する。

2 通勤災害による負傷又は疾病により欠勤した者の給与については、欠勤第1日目から20日間は給与の100分の100を支給する。ただし、労働者災害補償保険法第22条の2により休業給付を受けるときは、その額に相当する給与は支給しない。

(就業を禁止された者の給与)

第16条 就業規則第44条の規定により就業を禁止された者の給与は、前条第1項及び第17条を適用して支給する。

(休職者の給与)

第17条 第6条第1項第1号（業務外の傷病）に規定する休職期間の給与については、支給しない。

2 第6条第4項に該当する休職期間の給与については、支給しない。

第18条 第6条第1項第2号（刑事事件に関する起訴）に規定する休職期間の給与については、給与の100分の60以内を支給する。

第19条 第6条第1項第3号（特別の事情）に規定する休職期間の給与については、その事由によりその都度定める。

(研究費)

第20条 再雇用教員の研究費は、期間の定めのない専任教員と同様とする。

(退職手当金)

第21条 再雇用教員には退職手当は、支給しない。

(特別の事情のある場合の取扱)

第22条 特別の事情があると認められる場合は、第2条第2項及び同条第3項並びに第11条から第19条までの規定にかかわらず、学長が理事長と協議のうえ別段の定めをすることができる。

(就業規則の適用)

第23条 再雇用教員には就業規則を適用する。ただし、第4条、第6条から第10条まで、第12条、第14条、第31条及び第39条の規定は適用しない。

(事務担当)

第24条 この規程に関する事務は、人事課が担当する。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (2013年3月28日理事会決議)

この規程は、2013年4月1日から施行し、2014年度末に定年退職する者から適用する。

附 則 (2015年5月25日理事会決議)

この規程は、第6条、第9条及び第10条を改正し、第5条から第9条まで及び第12条から第19条までを追加し、第5条及び第6条を第10条及び第11条に、第7条から第12条までを第20条から第25条までにそれぞれ繰り下げ、2015年5月25日から施行する。

附 則 (2015年9月28日理事会決議)

この規程は、第2条第1項、第17条及び第22条を改正し、2015年10月1日より施行する。

附 則 (2016年3月28日理事会決議)

この規程は、第11条第2項第2号を改正し、2015年4月1日に遡及して施行する。

附 則 (2017年5月24日理事会決議)

この規程は、第2条及び第22条を改正し、2017年4月1日に遡及して適用する。

附 則 (2020年3月25日理事会決議)

この規程は、第5条から第8条までを改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2022年5月30日理事会決議)

この規程は、第23条を改正し、2022年4月1日に遡って施行する。